

青木村  
第9次高齢者福祉計画・  
第8期介護保険事業計画

計画書案

令和3年1月

長野県青木村

※ 各種介護サービス等の「状況（実績）と目標」の表における令和2年度の見込み値については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え等の特殊事情から、例年とは異なる値となっていることをご承知いただきたい。

はじめに（村長あいさつ）



## 目 次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 介護保険法等の改正について .....	3
第3節 計画の位置づけ .....	4
第4節 計画期間 .....	4
第5節 計画策定体制 .....	5
第6節 計画の周知 .....	7
第7節 計画の進行管理 .....	7
第2章 高齢者の現状と将来予測 .....	8
第1節 人口の推移 .....	8
第2節 世帯数の推移 .....	11
第3節 要支援・要介護認定者の状況 .....	12
第4節 介護保険事業の状況 .....	16
第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要 .....	21
第6節 本村の課題 .....	31
第3章 計画の基本的な考え方 .....	33
第1節 基本理念 .....	33
第2節 基本方針 .....	34
第3節 施策体系 .....	35
第4節 日常生活圏域の設定 .....	36
第4章 生きがい創出と社会参加の村づくり .....	37
第1節 生きがいづくりの推進 .....	37
第2節 高齢者の社会活動への参加の促進 .....	37
第5章 健康増進と介護予防の村づくり .....	39
第1節 健康づくり事業の推進 .....	39
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 .....	40
第6章 生活支援の充実した村づくり .....	44
第1節 安心して暮らせる高齢者福祉の推進 .....	44
第2節 権利擁護の取り組みの推進 .....	48
第3節 高齢者の居住環境の充実 .....	49
第7章 支え合いと連携を推進する村づくり .....	50
第1節 地域で支え合う体制の整備 .....	50
第2節 認知症施策の推進 .....	53
第3節 在宅医療・介護連携の推進 .....	55
第8章 介護サービス基盤の充実した村づくり .....	56
第1節 計画的な介護給付サービスの提供 .....	56
第2節 介護給付サービスの見込み .....	67

第3節	第1号被保険者の保険料	71
第4節	円滑な介護保険事業の運営	75
第9章	計画実現に向けた方策	80
第1節	委員会の設置等	80
第2節	介護保険サービスの情報提供	80
第3節	介護保険サービス事業者及び介護支援専門員の確保	80
第4節	ボランティアの確保と組織化	80
第5節	他組織等との連携	81
第6節	制度の啓発等広報活動	81
第7節	実施事業の評価	81
資料編	エラー! ブックマークが定義されていません。	

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度は創設されました。介護保険制度は、その創設から21年が経過し、本村における介護保険サービス利用者も250人（令和2年4月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な制度として定着しました。

こうした中で、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年（2025年）、また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年（2040年）を見据え、制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」をさらに充実・深化する必要があります。

本村では、第7期計画において「いつまでもいきいきと安心して暮らせる村」を基本理念として、高齢者に関わる福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実する施策を展開してきましたが、障害者基本計画や健康寿命延伸計画と連動し中長期的な展望のもとに、諸施策をさらに推進していくことが求められます。

今般、第7期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）における本村の高齢化の状況を推計し、それに対応した目標を示した上で、高齢者を取り巻く本村の特性や課題を踏まえ、「いつまでもいきいきと安心して暮らせる支え合いの村」づくりを計画的に推進するため、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「青木村第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



## 第2節 介護保険法等の改正について

我が国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとのいわゆる「縦割り」や、支援の「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を図るため、包括的に福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを趣旨として、介護保険法、老人福祉法を含めた改正法「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、（一部を除き）令和3年4月1日に施行されました。

改正の概要は次のとおりです。

### 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

#### 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

#### 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。

#### 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域医療介護総合確保法】

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。

#### 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長するなど。

#### 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

### 第3節 計画の位置づけ

#### 1 法的根拠

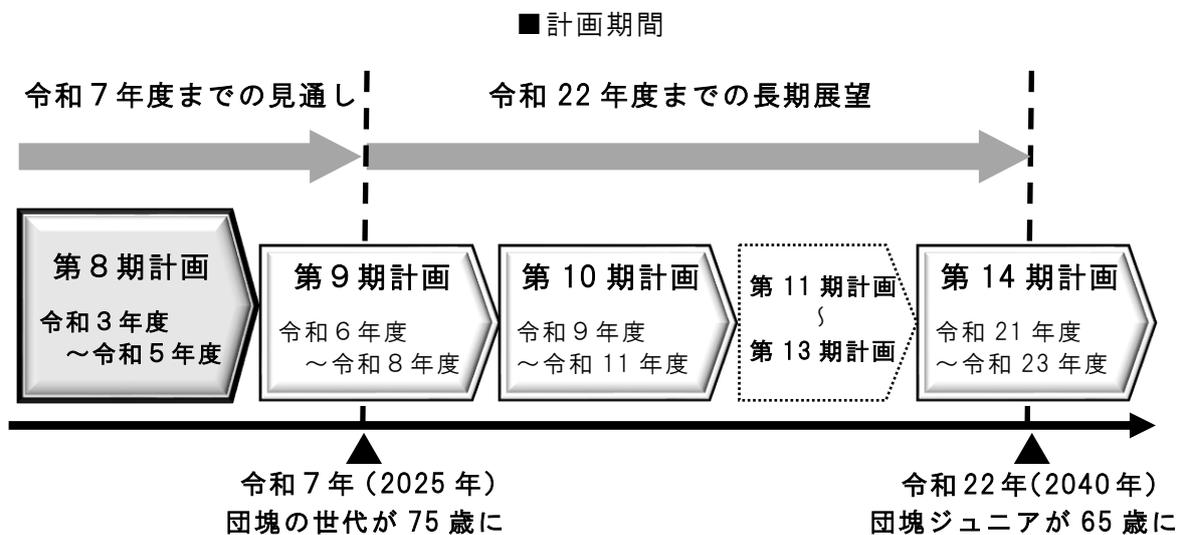
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とする。）に即して策定しました。

#### 2 関連計画との調和

本計画は、「長野県高齢者プラン」、「長野県地域医療構想」等と整合を図り、かつ、本村の最上位計画である「第5次青木村長期振興計画」における「分野1子育て・健康・福祉」の方向性「赤ちゃんからお年寄りまで健康で元気に活躍できる村づくり」のための具体的な施策を実施するものであり、「障害者基本計画」や「健康寿命延伸計画」等保健福祉分野をはじめとした関連計画との整合・調和を図り策定しました。

### 第4節 計画期間

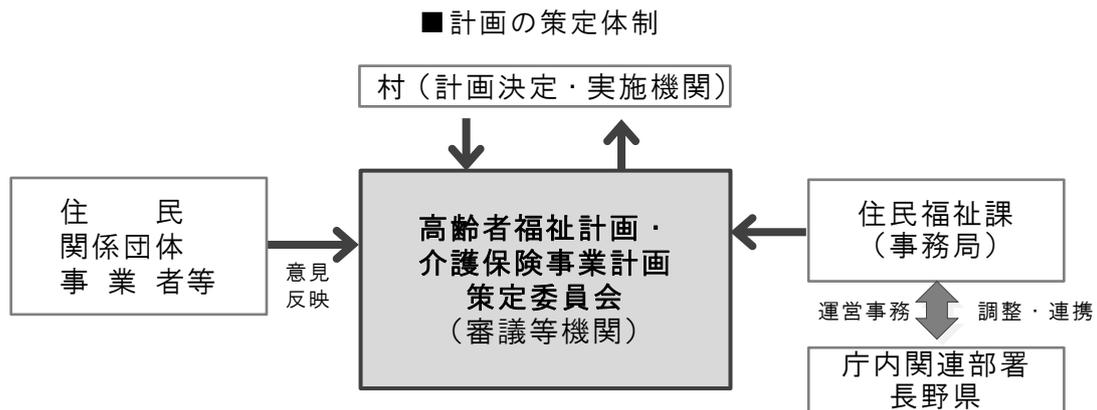
本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年（2040年）を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



## 第5節 計画策定体制

### 1 計画の策定方法

本計画の主管である住民福祉課のほか、関連する関係課、地域包括支援センターと連携、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会等の開催、被保険者の意見の反映、県との連携等の体制の整備を図りました。



### 2 計画策定委員会の実施

#### (1) 行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、住民福祉課に事務局を置き、福祉・介護保険担当者による現状分析と課題の把握に努め、計画原案を作成しました。

#### (2) 計画策定委員会等の設置

本計画は、本村の特性を踏まえ、総合計画の基本理念を反映させる必要から、保健・医療・福祉関係者、被保険者等の参加を得て策定委員会を設置しました。また、その他の関係者、住民の意見も配慮し、できる限り反映させるよう努めました。

### 3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に基づき、一般高齢者を対象として、その生活実態やニーズの所在を把握し、第8期介護保険事業計画策定等の基礎資料とするとともに、計画策定過程における村民の参加機会として実施したものです。

調査実施概要は次のとおりとなります。

(調査結果の概要は 21 頁、詳細は、「令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」を参照。)

#### ■ 調査実施概要

調査対象	一般高齢者（要支援認定者・要介護認定者を除く）
配布数等	配布数：1,300 有効回収数：1,209 有効回収率：93.0%
調査方法	保健補導員・民生児童委員による直接配布・回収
調査時期	令和元年 12 月

### 4 パブリックコメントの実施

本計画に対する村民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和3年1月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 第6節 計画の周知

計画を推進していくためには、住民に計画の内容を理解していただくことが第一歩となります。そのため、広報誌等により、介護保険制度の周知に努めるとともに、高齢者福祉事業の内容やサービスの具体的な説明を行い、住民の知識の向上を図るための活動を積極的に行います。

## 第7節 計画の進行管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、村民に公表し、計画策定と同様に村民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査するとともに、継続的な点検と評価を行い、社会情勢や村民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進にむけて必要、かつ、適切な見直しを行っていきます。

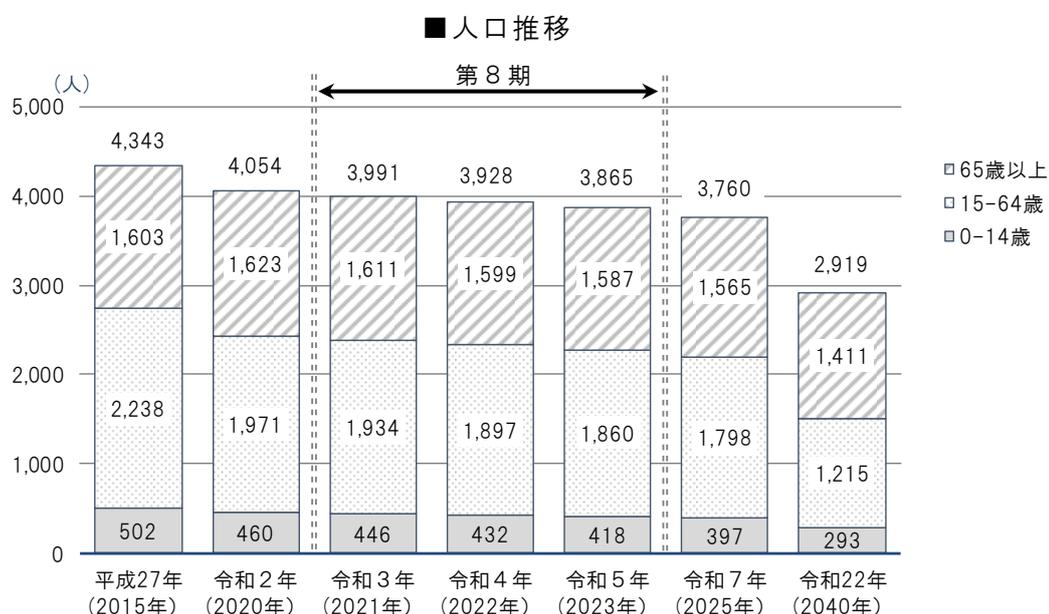
## 第2章 高齢者の現状と将来予測

### 第1節 人口の推移

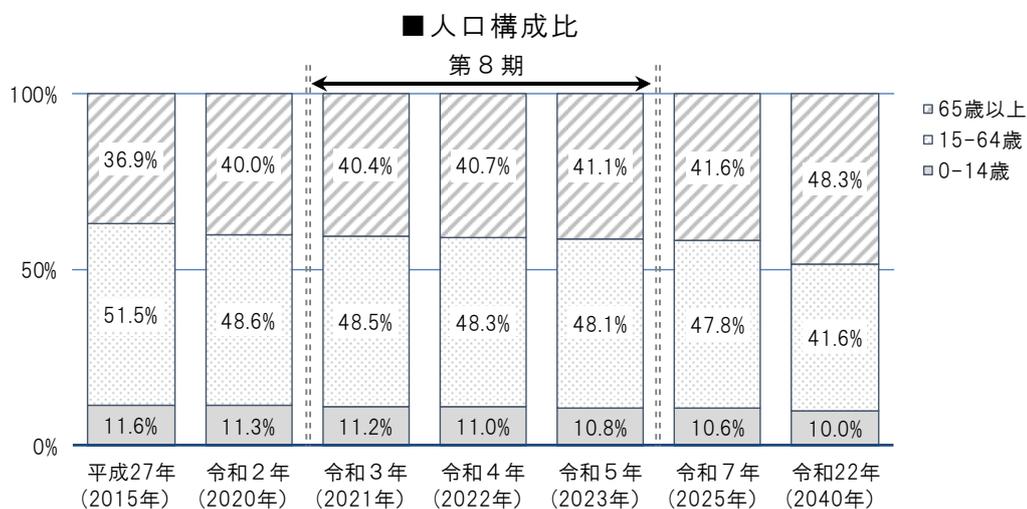
#### 1 人口の推移

本村の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分では、当面、いずれも減少し、構成比が大きく変化することはない、65歳以上人口が占める割合（高齢化率）は、40～41%台ですが、長期的にみれば、令和22年には48.3%になるものと見込まれます。



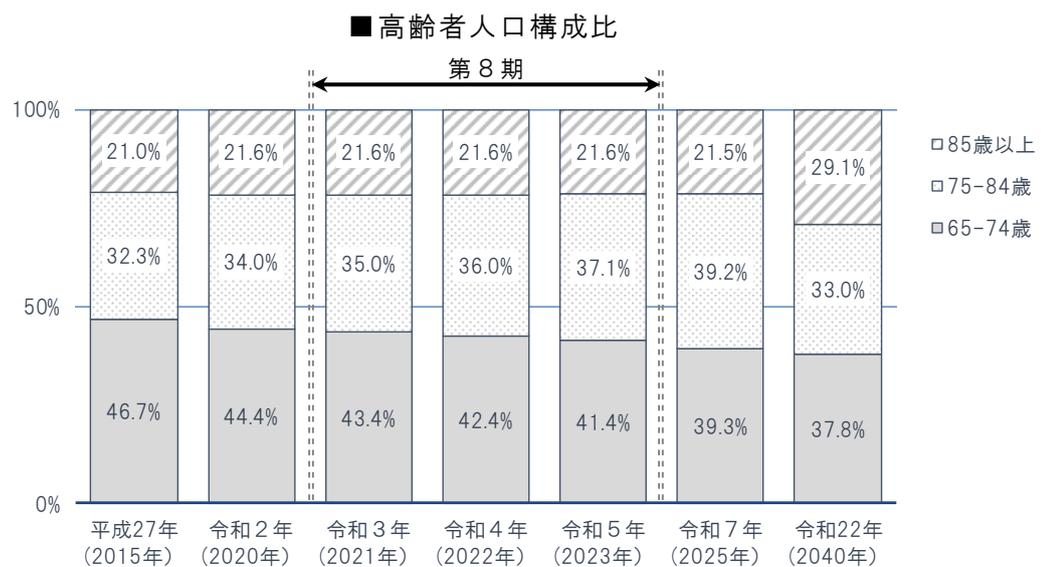
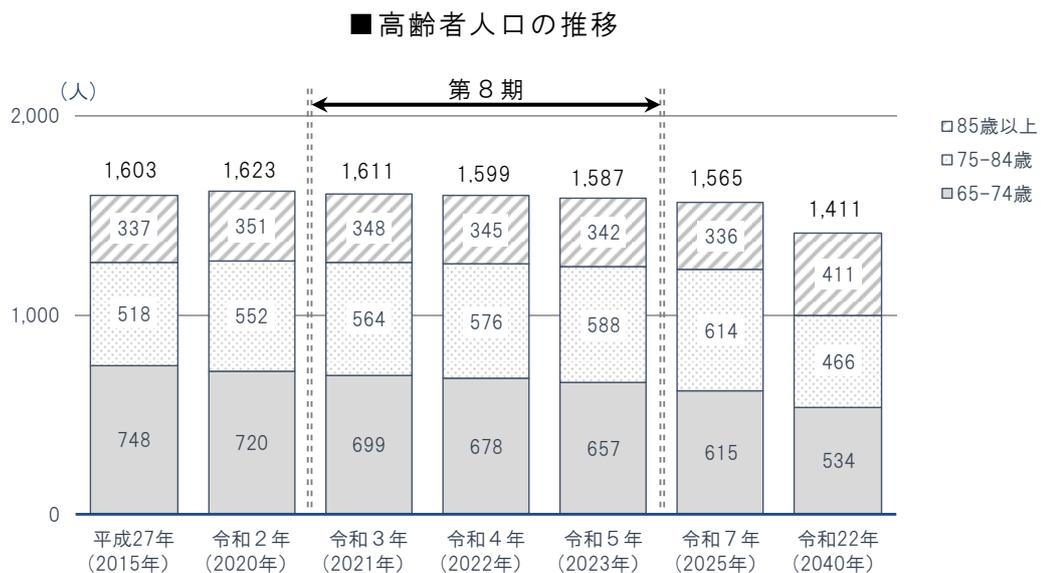
※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」により作成。本頁下のグラフ及び次頁も同様。



## 2 高齢者人口の推移

本村の高齢者人口は、第8期計画期間中において、令和3年の1,611人から減少し、令和5年には1,587人と、1,600人台を下回るものと見込まれます。特に65～74歳が42人減であり、減少幅が大きくなっています。

長期的にみれば、令和22年には高齢者人口は1,400人台にまで減少しますが、年齢区分の構成において、85歳以上は唯一増加して411人となり、構成比も29.1%を占めるものと見込まれます。



### 3 人口の変化率

上述の内容を令和2年(2020年)から令和22年(2040年)の間の変化率としてまとめたものが下表です。

本村の総人口が28.0%減少するなかで、生産年齢人口はそれよりも大きく38.4%減少します。その一方で、高齢者人口は13.1%減少しますが、年齢区分で見れば、85歳以上は唯一17.1%と約2割の増加となっています。

本村人口の長期的な推移に関し、その内容を年齢区分ごとの変化率により詳細にみれば、担い手となる世代が顕著に減少するなかで、介護ニーズの高まる85歳以上の、より高齢層の比重が顕著に高まるものと見込まれます。

■人口の変化率

	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)	2020年 ↓ 2040年 変化率
総人口	100.0%	95.3%	92.7%	72.0%	▲28.0%
0-14歳	100.0%	90.9%	86.3%	63.7%	▲36.3%
15-64歳	100.0%	94.4%	91.2%	61.6%	▲38.4%
65歳以上	100.0%	97.8%	96.4%	86.9%	▲13.1%
うち75歳以上	100.0%	103.0%	105.2%	97.1%	▲2.9%
うち85歳以上	100.0%	97.4%	95.7%	117.1%	▲17.1%

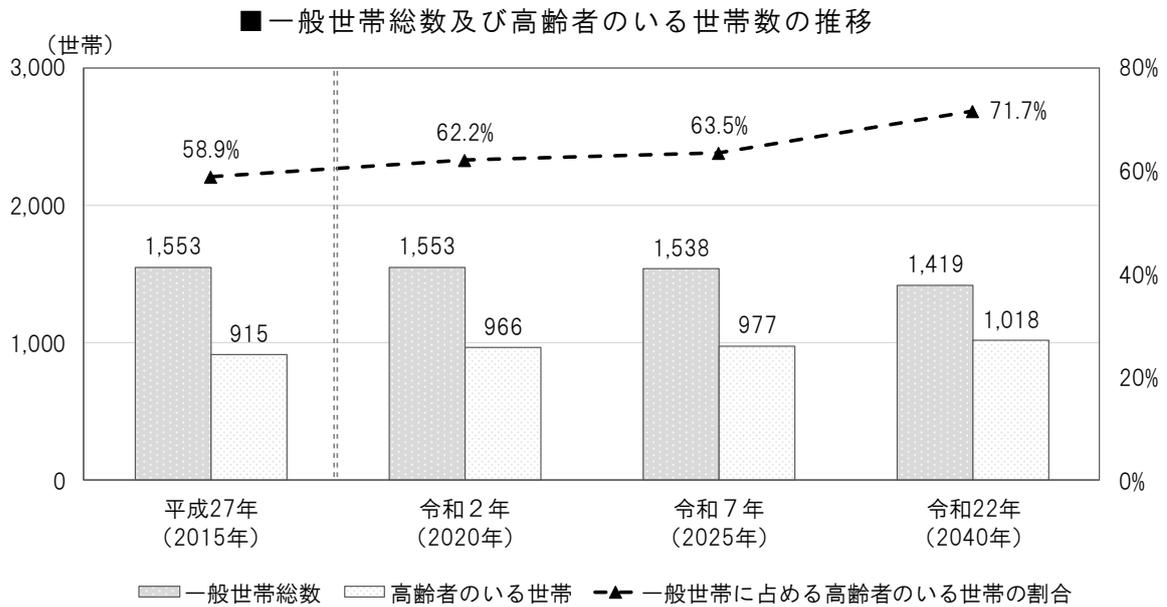
第8期最終年

## 第2節 世帯数の推移

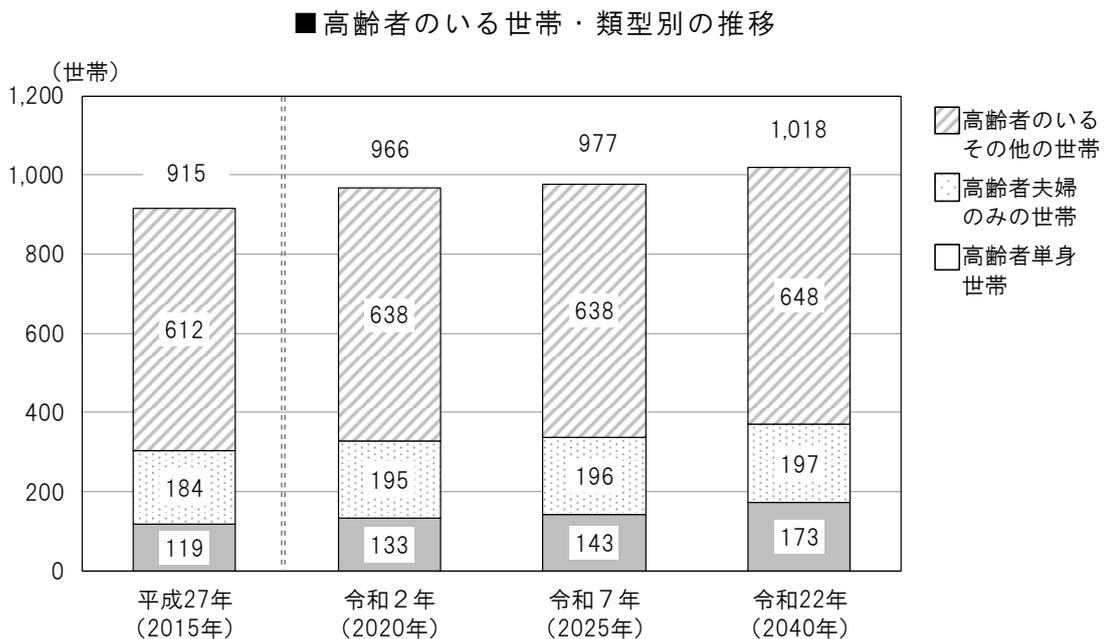
平成27年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における長野県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本村の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、一貫して増加するものと見込まれます。

さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」が増加し173世帯になるものと見込まれます。



※平成27年は国勢調査。他は独自推計。下のグラフも同様

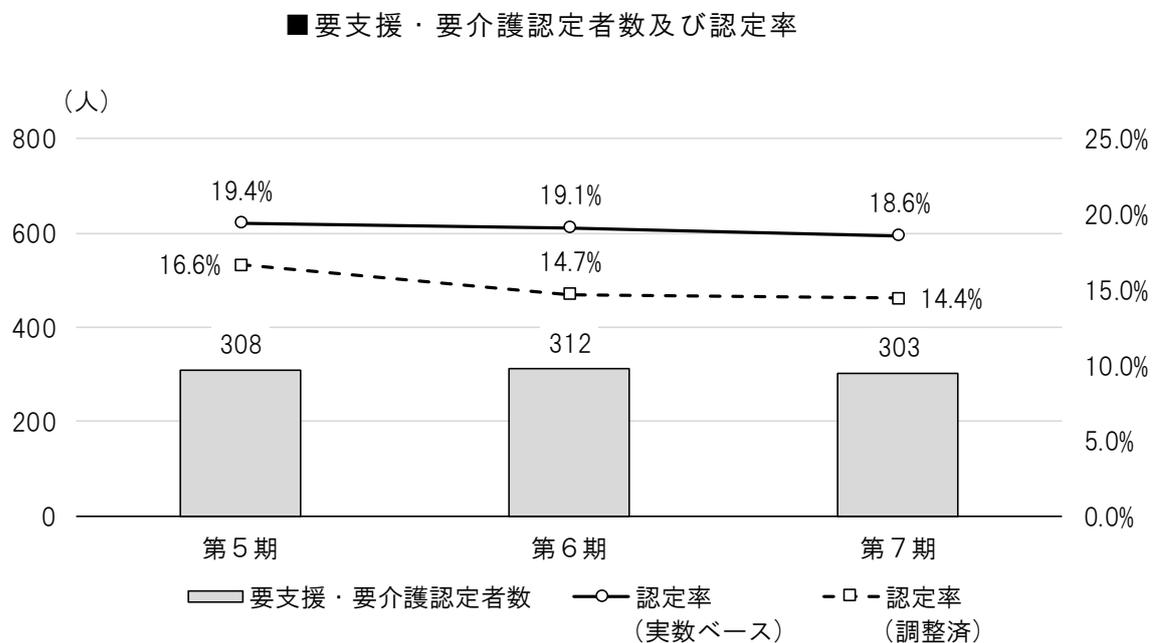


### 第3節 要支援・要介護認定者の状況

#### Ⅰ 中期的推移

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第5期計画期間（平成24～26年度）、第6期計画期間（平成27～29年度）及び第7期計画期間（平成30～令和2年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、第6期をピークに第7期にはわずかに減少し303人となっています。

認定率（要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数）は、実数ベースでは第5期の19.4%から第7期は18.6%に、調整済認定率<sup>※1</sup>では16.6%から14.4%にそれぞれ減少しています。



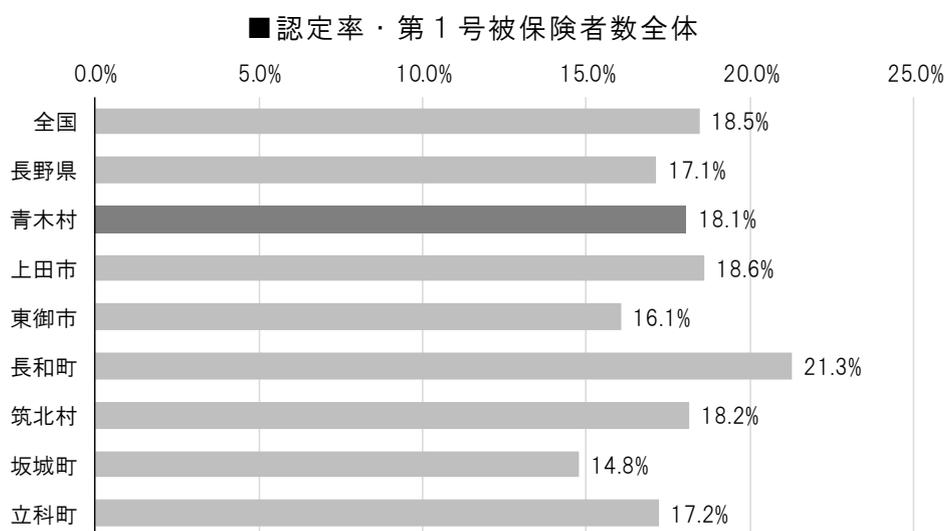
※ 「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

<sup>※1</sup> 調整済認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者数の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。（「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」4頁）

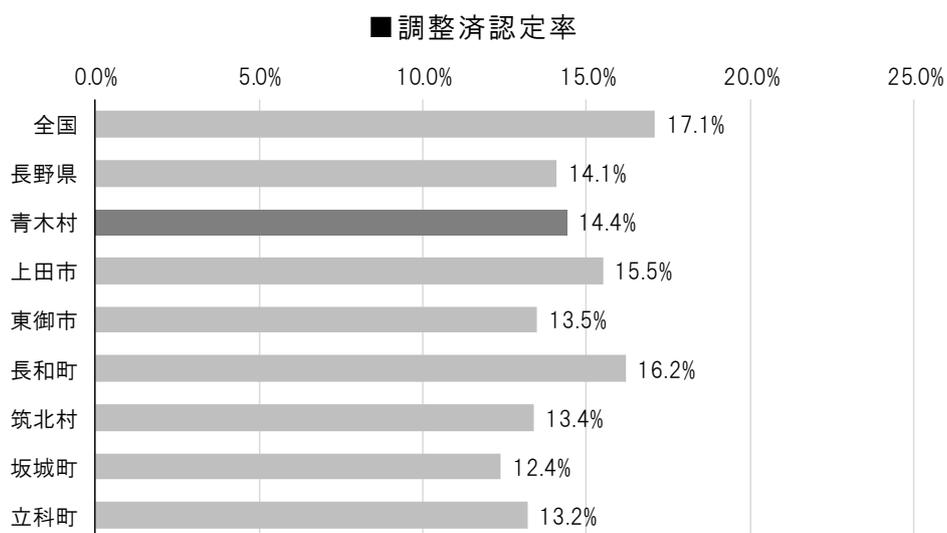
## 2 認定率の比較

認定率について、国、県及び長野県老人福祉圏域「上小圏域」内他市町（上田市、東御市、長和町）と圏域隣接町村（筑北村、坂城町、立科町）と比較すれば、本村の認定率は、第1号被保険者数全体では18.1%と、国と県の中間的な水準であり、他市町と比較では概ね中位の水準です。調整済認定率では、県とほぼ同水準で、国よりも低く、圏域内では概ね中位の水準です。

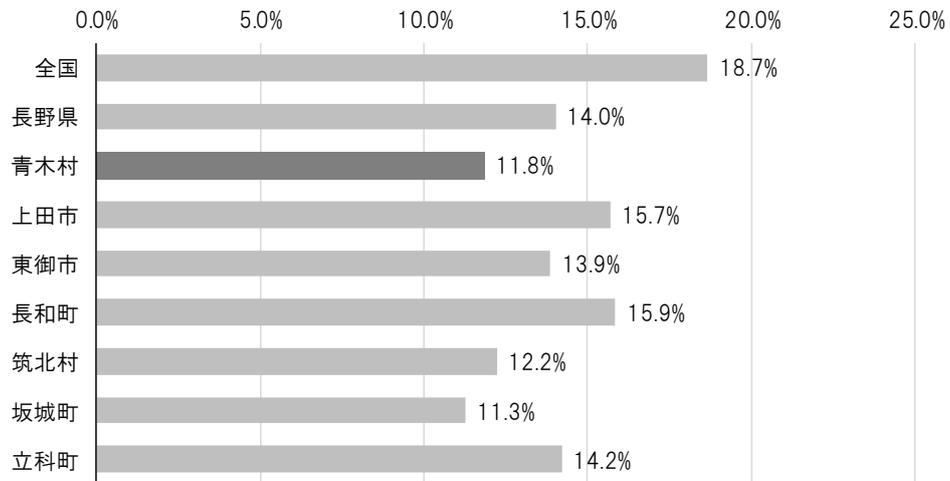
年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は11.8%、85歳以上は57.5%です。相対的に前者はやや低く、後者はやや高い水準に位置しています。



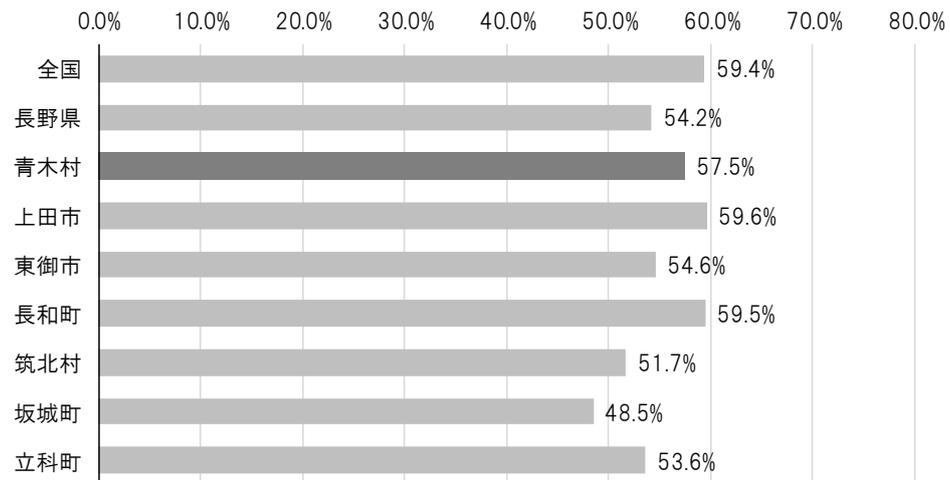
※「地域包括ケア見える化システム」令和元年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。



■ 認定率・75～84 歳



■ 認定率・85 歳以上

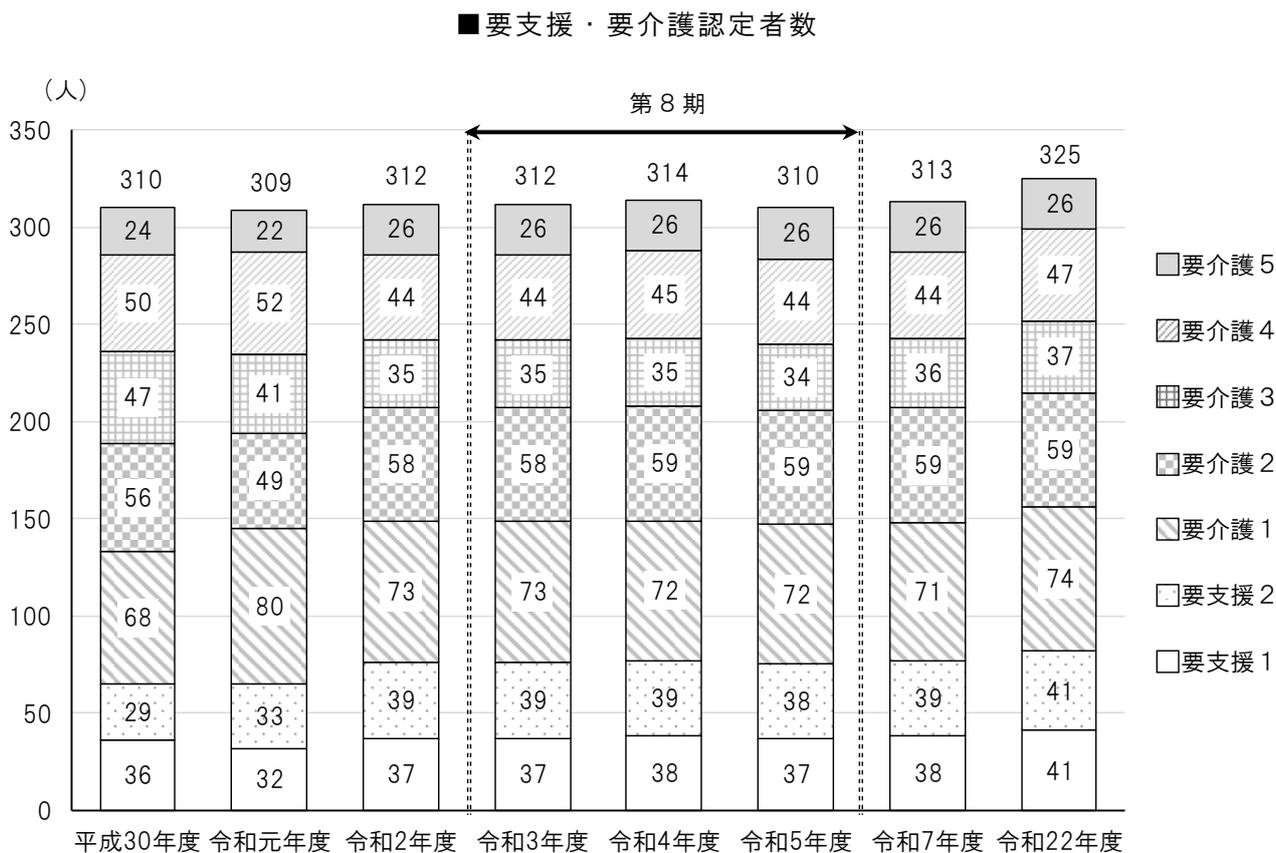


### 3 短期的推移と推計

第7期計画期間における認定者数は、300人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第8期計画期間中の認定者数も310人台で推移し、令和3年度には312人、令和4年度には314人、令和5年度には310人になるものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和7年度は313人、令和22年度325人になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

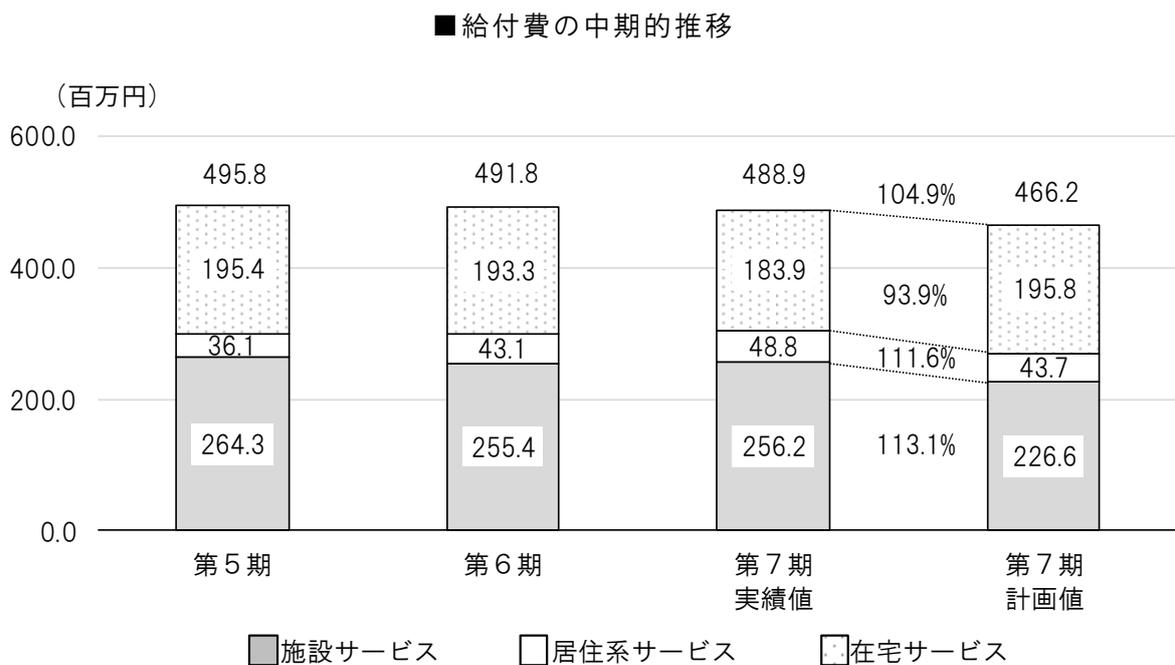
## 第4節 介護保険事業の状況

### 1 給付費の中期的推移

給付費の合計は、第5期の約5億円から第6期に約4億9千1百万円、さらに第7期には約4億8千9百万円に減少しています。

サービス系統別にみると、第6期から第7期にかけて施設サービスが約2億5千5百万円から約2億5千6百万円に、居住系サービスが約4千3百万円から4千9百万円にそれぞれ増加した一方で、在宅サービスは約1億9千3百万円から約1億8千4百万円に減少しています。

また、第7期の実績値は、給付費全体で計画値に対して104.9%と見込みを4.9%上回りました。施設サービスは113.1%、居住系サービスは111.6%と約1割見込みを上回っていますが、在宅サービスは93.9%と見込みを約1割下回りました。

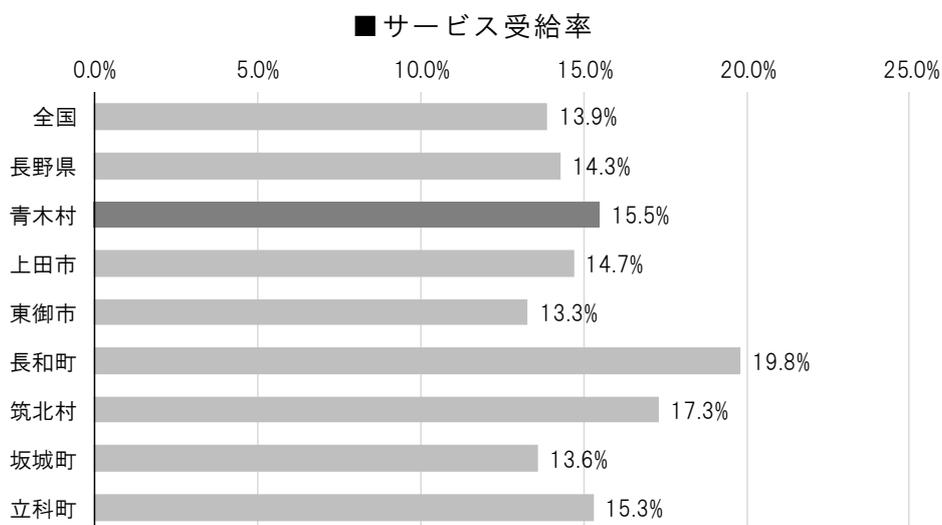


※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

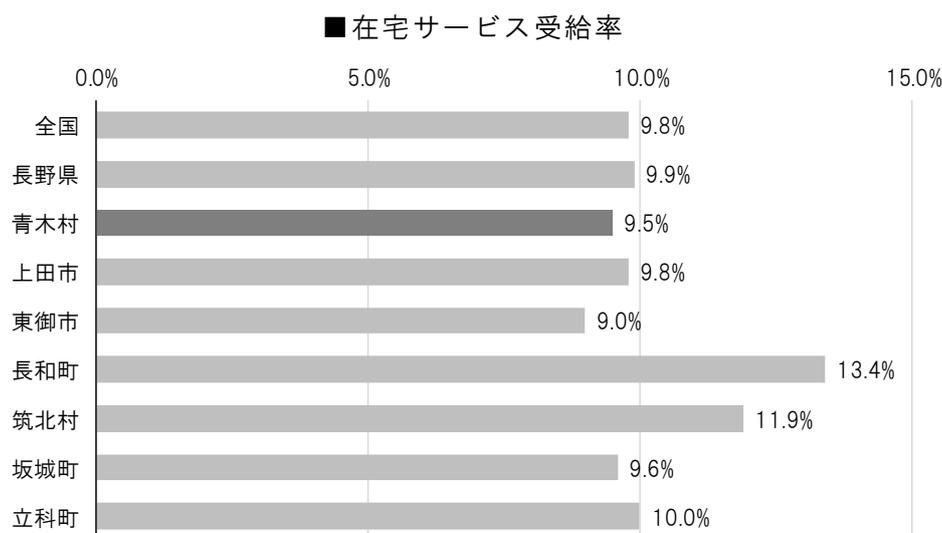
## 2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要な指標である「サービス受給率（サービス利用者数÷第1号被保険者数）」について、国、県、他市町村と比較すると、本村は、全体では15.5%で国、県よりも高い水準で、他市町村比較では中位です。

サービス系統別にみれば、在宅サービスと居住系サービスは国、県とほぼ同水準で、他市町村比較では概ね中位ですが、施設サービスは国、県よりも高く、他市町村比較でも高い水準となっています。圏域内では、いずれも概ね中位の水準です。

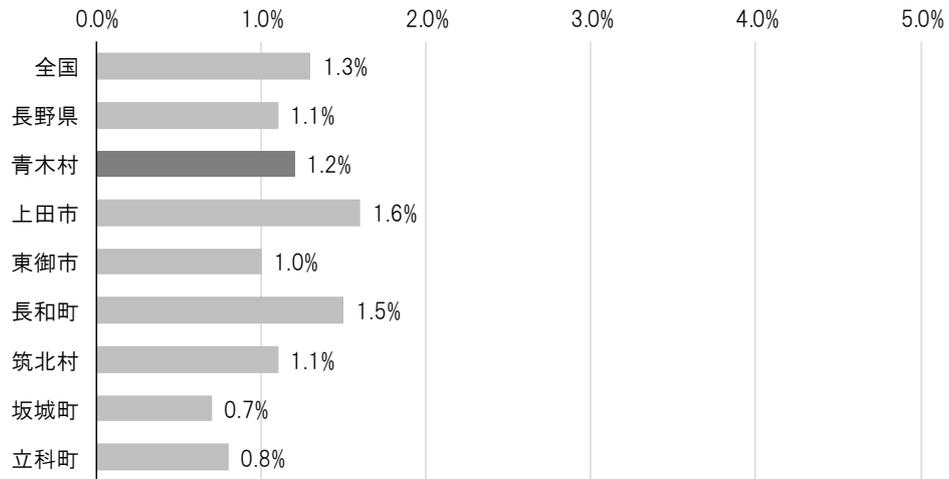


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



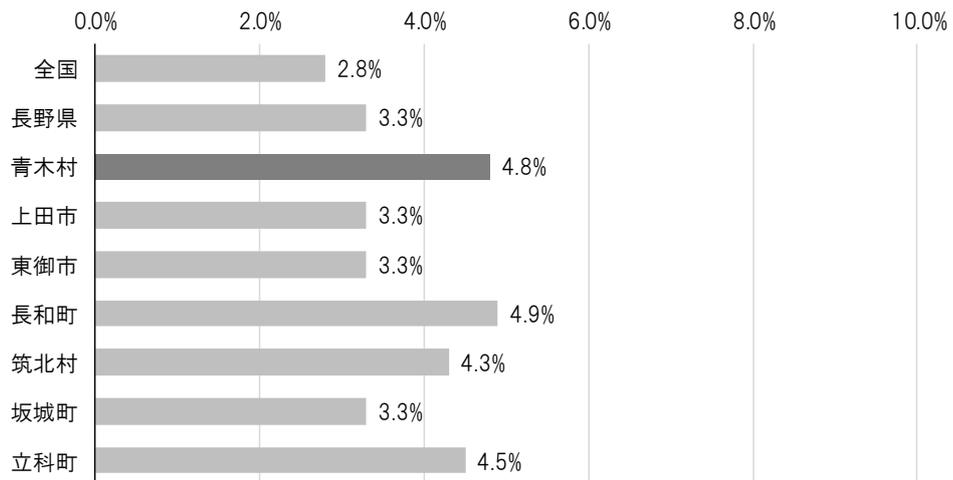
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

### ■ 居住系サービス受給率



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

### ■ 施設サービス受給率

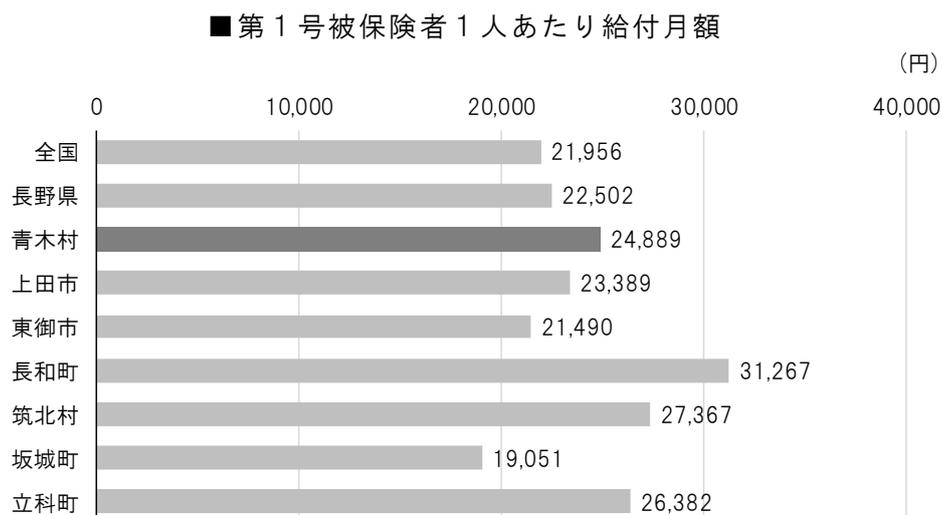


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

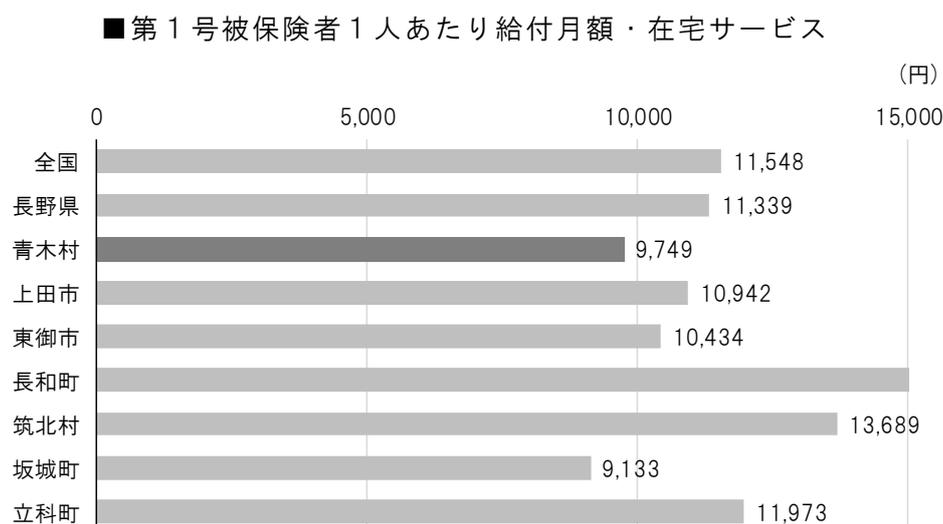
### 3 第1号被保険者1人あたり給付月額状況

介護サービスの給付に関する主要な指標である「第1号被保険者1人あたり給付月額」についても、同様に比較すると、本村は、24,889円であり、国、県よりも高い水準ですが、他市町村比較では概ね中位の水準です。

サービス系統別にみれば、県よりも在宅サービスが1,590円、居住系サービスが66円低く、施設サービスは4,043円高くなっています。

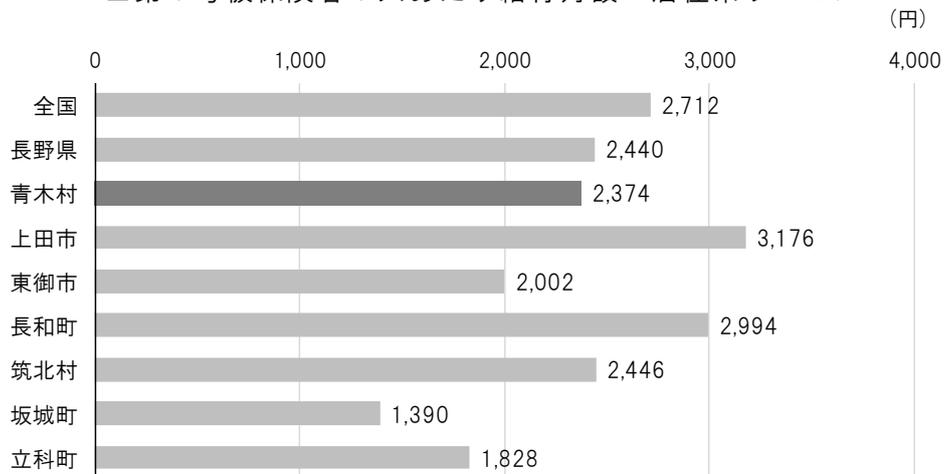


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



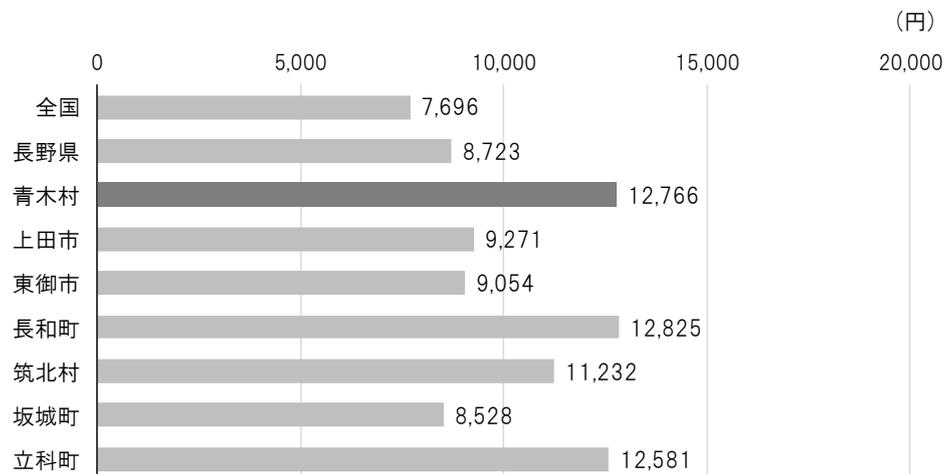
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額・居住系サービス



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額・施設サービス

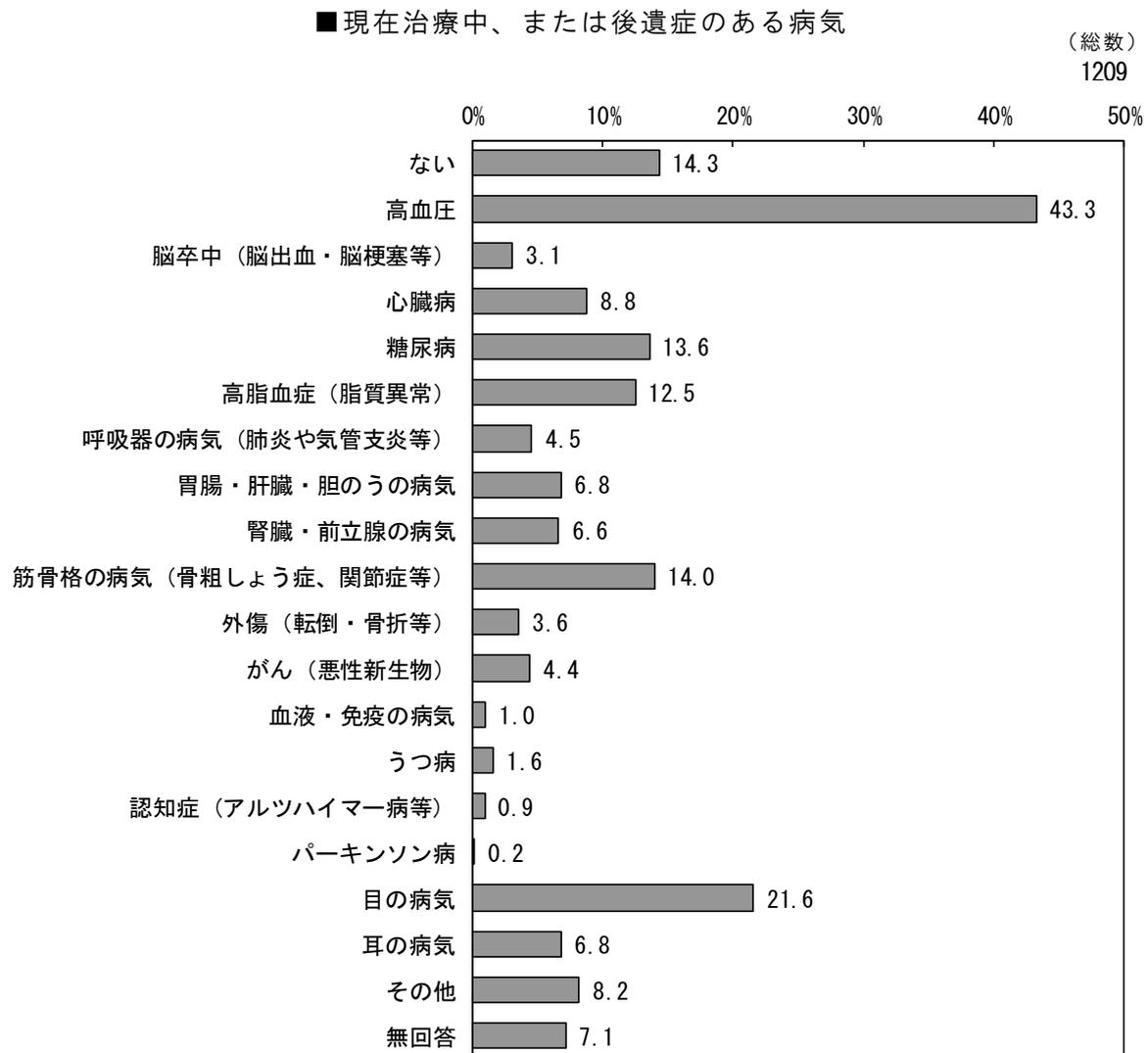


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

## 第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

### 1 現在治療中、または後遺症のある病気

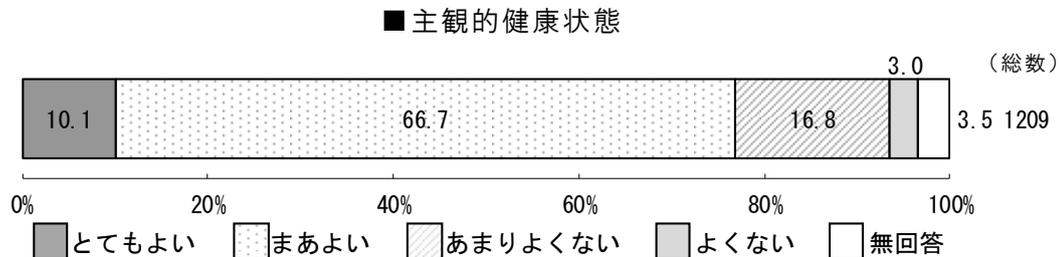
現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が最も多く43.3%、次いで「目の病気」が21.6%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が14.0%であり、「ない」は14.3%となっています。



【複数回答】

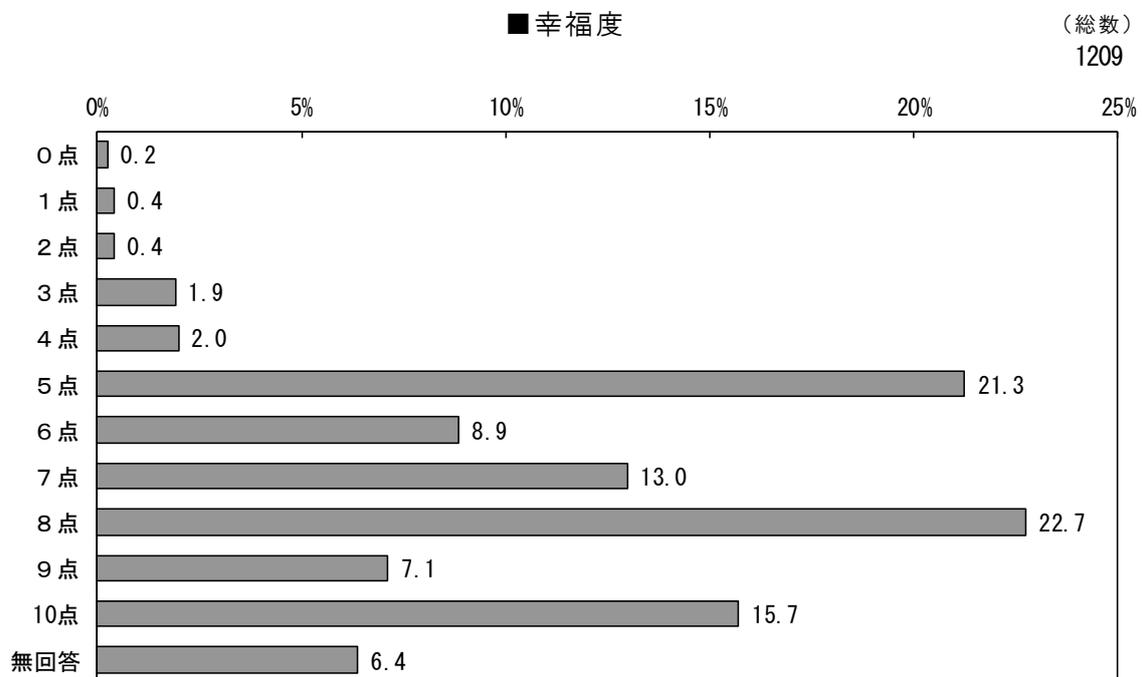
## 2 主観的健康状態

主観的に自覚している健康状態は、「まあよい」が66.7%と最も多く、「とてもよい」(10.1%)と合わせて、76.8%とおおよそ4分の3は良好と認識しています。



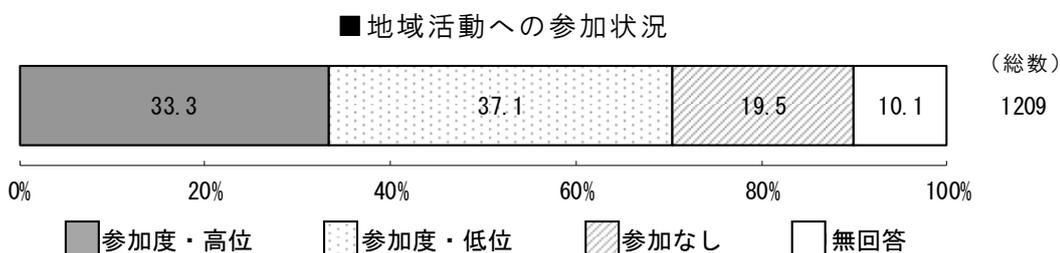
## 3 幸福度

現在の幸福度について、「0点(とても不幸)」から「10点(とても幸せ)」まで、11段階の得点で回答を得ていますが、「8点」が最も多く22.7%、次いで「5点」が21.3%、「10点」が15.7%、「7点」が13.0%となっています。



## 4 地域活動への参加状況

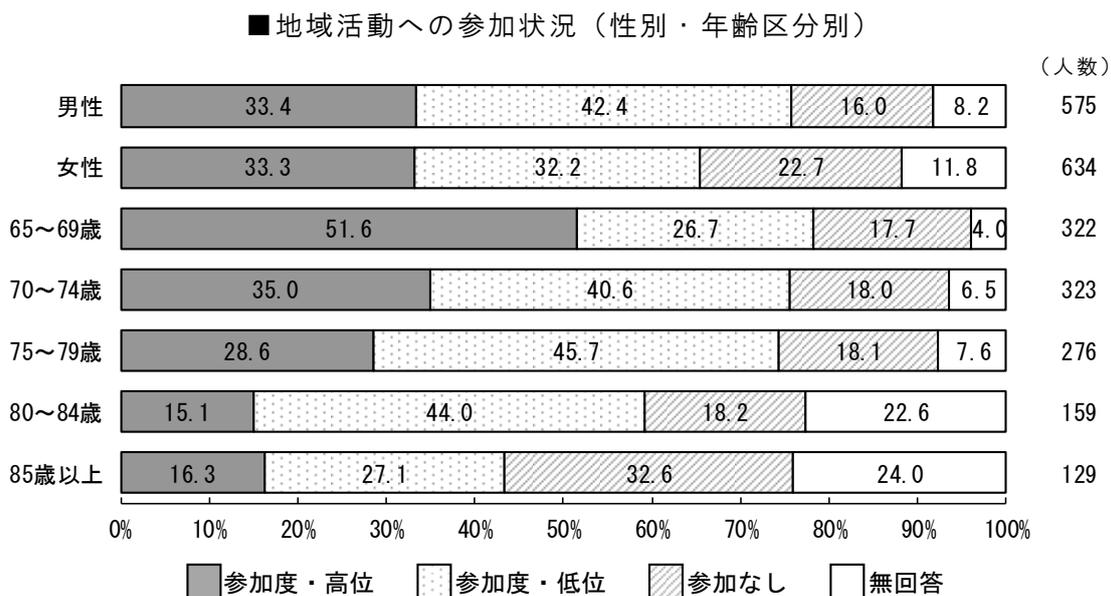
本調査では、「(1)ボランティアのグループ」から「(8)収入のある仕事」の8種の活動について、「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」、「参加していない」の6肢で回答を得ています。8種の活動のいずれか1項目でも「週1回」以上の回答をした票を「参加度・高位」、同様に、「月1～3回」及び「年に数回」と回答した票を「参加度・低位」、上記以外の票（(1)～(8)すべて無回答の票を除く）を「参加なし」の3グループとして統合集計しました。その結果、「参加度・高位」は33.3%、「参加度・低位」は37.1%、「参加なし」は19.5%となります。



### (1) 性別・年齢区分別

性別をみると、「参加度・高位」は、男女に差はありませんが、「参加度・低位」は、男性が42.4%、女性が32.2%と約10ポイントの差があります。

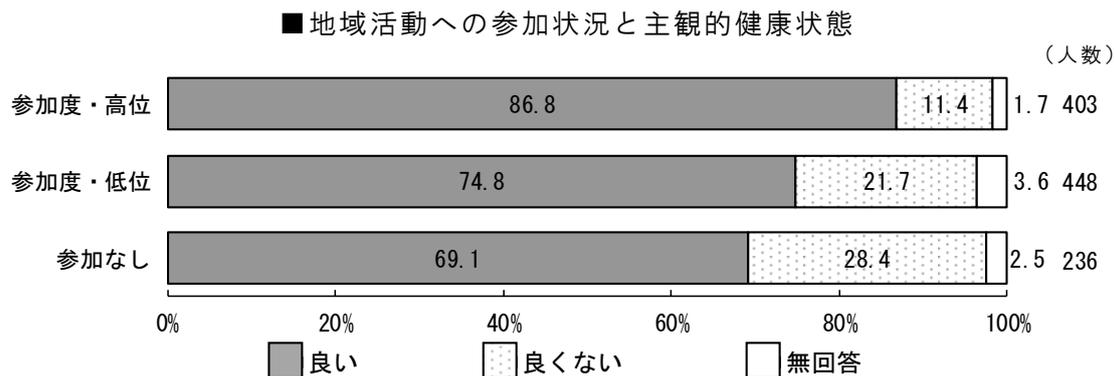
年齢区分は、65～69歳の参加度合いが高く、「参加度・高位」が51.6%ですが、年齢区分が上がるにつれ、参加度合いは低くなり、85歳以上では「参加なし」が32.6%と顕著に増加しています。



## (2) 地域活動への参加状況と主観的健康状態

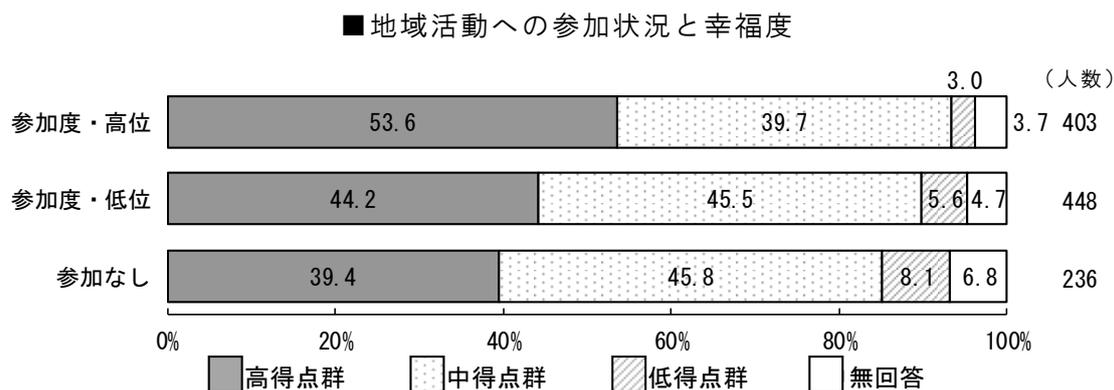
現在の健康状態について、「1. とてもよい」と「2. まあよい」を合わせたものを「良い」とし、「3. あまりよくない」と「4. よくない」を合わせたものを「良くない」として統合し、地域活動への参加状況とクロス集計しました。

参加度合いが高いほど主観的健康観が「良い」とする割合が高く、参加度合いが低くなるにつれ主観的健康状態が「良くない」とする割合が高くなっています。



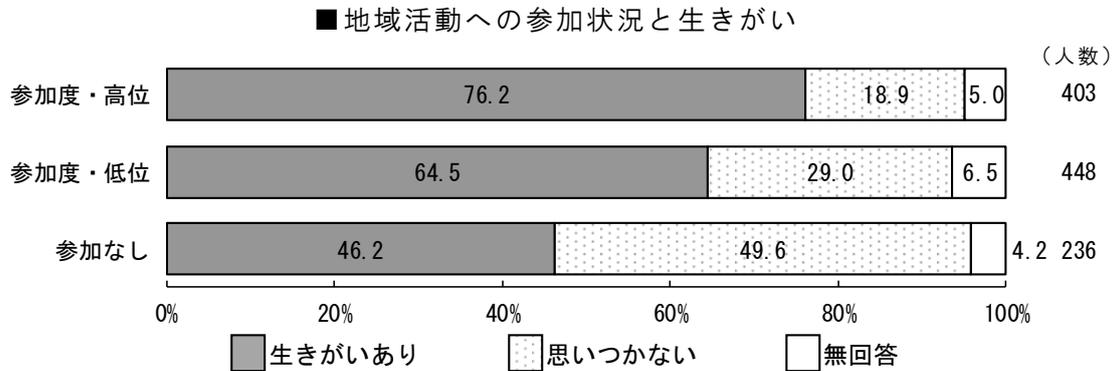
## (3) 地域活動への参加状況と幸福度

現在の幸福度について、8点から10点を「高得点群」、5点から7点を「中得点群」、0点から4点を「低得点群」として3群に統合し、クロス集計しました。参加度合いが高いほど高得点群の割合が高く、「参加なし」は「低得点群」が8.1%と約1割を占めます。



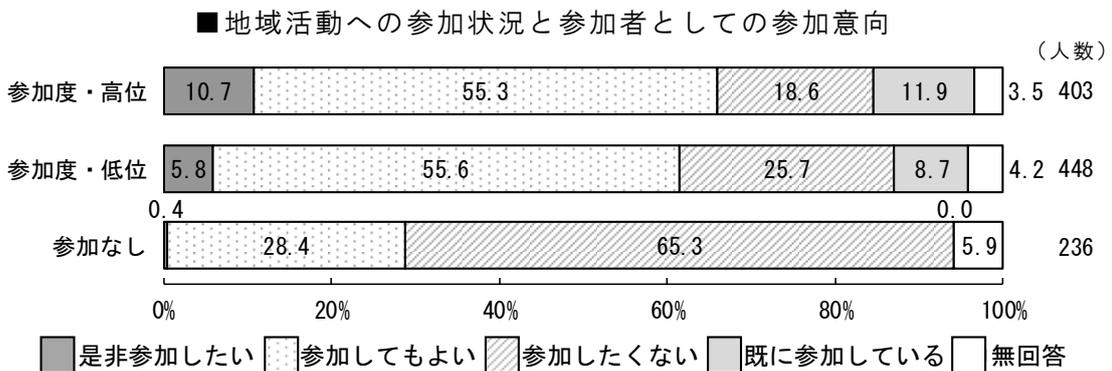
#### (4) 地域活動への参加状況と生きがい

生きがいの有無については、参加度合いが高いほど「生きがいあり」の割合が高く、「参加なし」は「生きがいあり」が46.2%にとどまる一方、「思いつかない」が49.6%とおよそ5割を占めます。



#### (5) 地域活動への参加状況と参加者としての参加意向

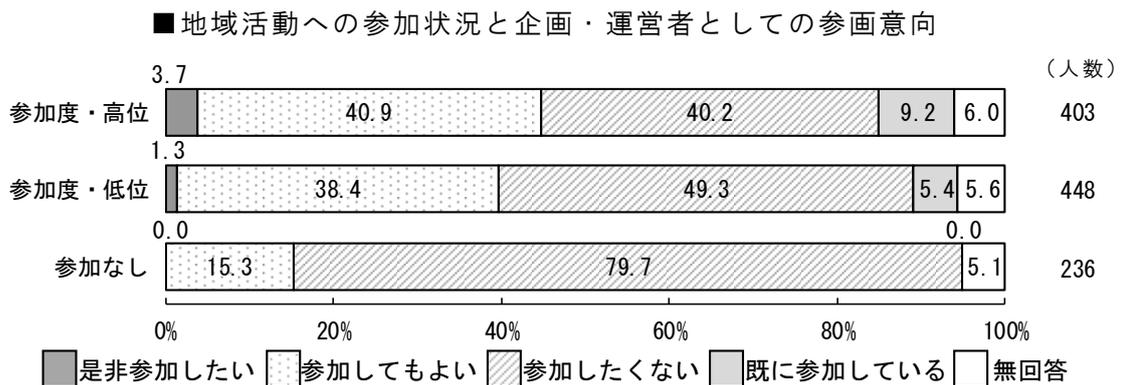
地域活動への参加者としての参加意向は、参加度合いが高いほど、参加意欲も高い傾向となっています。しかし、「参加なし」でも「是非参加したい」が0.4%、「参加してもよい」が28.4%であり、両者を合わせれば、およそ3割が参加意向を示しています。



## (6) 地域活動への参加状況と企画・運営者としての参画意向

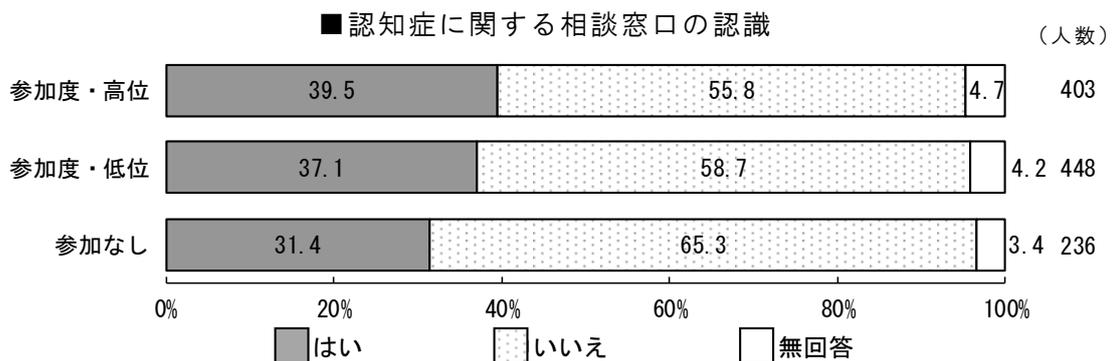
地域活動への企画・運営者としての参画意向は、前記「参加者としての参加意向」よりも全体的に消極的ですが、ほぼ同様な傾向がみられます。

特に「参加なし」は79.7%と約8割が「参加したくない」となっています。反面、「参加なし」においても、「参加してもよい」が15.3%あり、2割弱ではありますが、企画・運営者として参画の意向もある点には留意が必要と思われます。



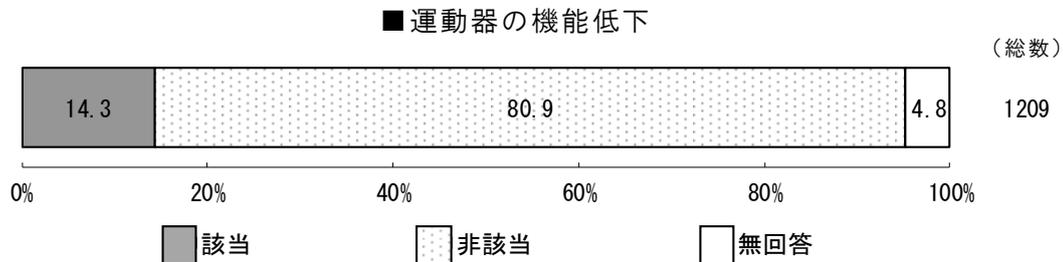
## (7) 地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の認識

認知症に関する相談窓口の認識は、参加度合いに関わらず「いいえ」の回答が多くなっていますが、三者を比較すれば、参加度合いが高いほど認知度合いも高い傾向にあります。



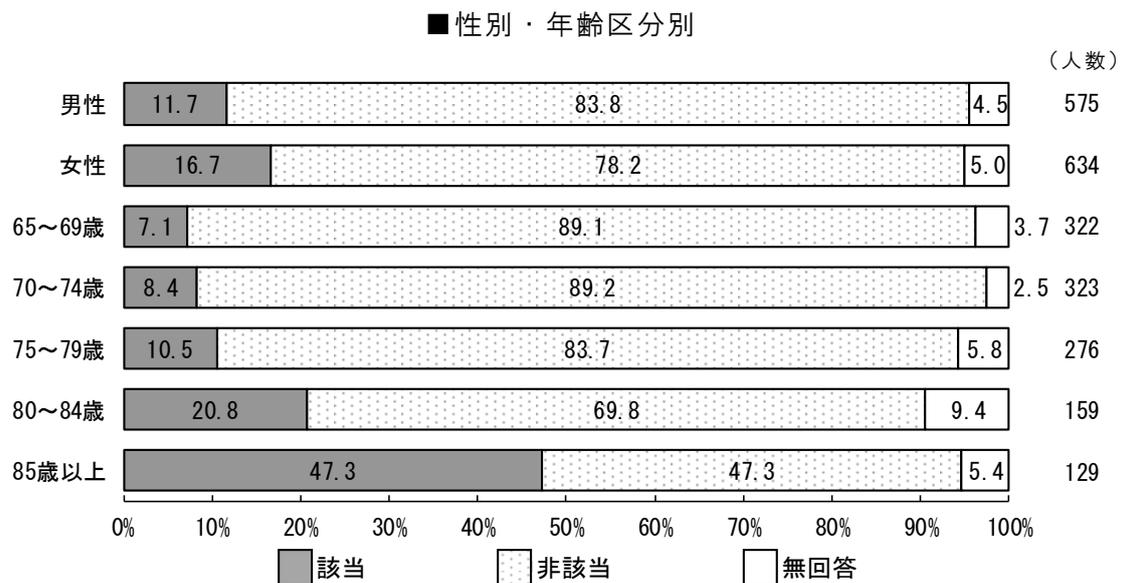
## 5 運動器の機能低下

運動器の機能低下を判定する項目によると全体では、「該当」は14.3%となっています。



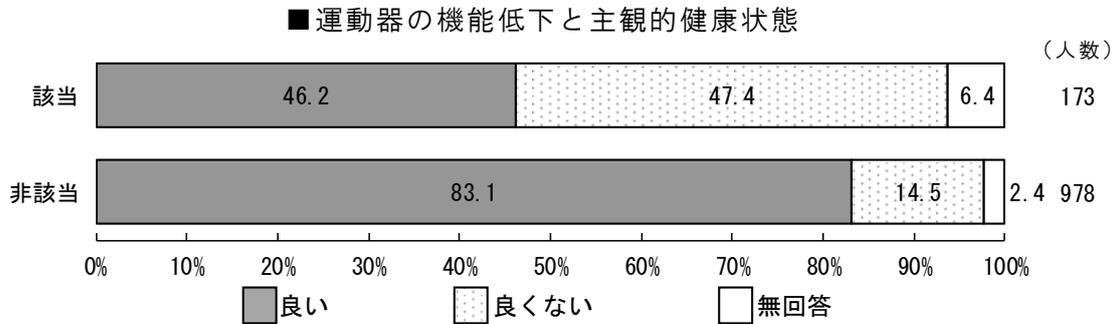
### (1) 性別・年齢区分別

性別では、男性よりも女性に「該当」がやや多く、年齢区分が上がるにつれ「該当」の割合が高くなっています。



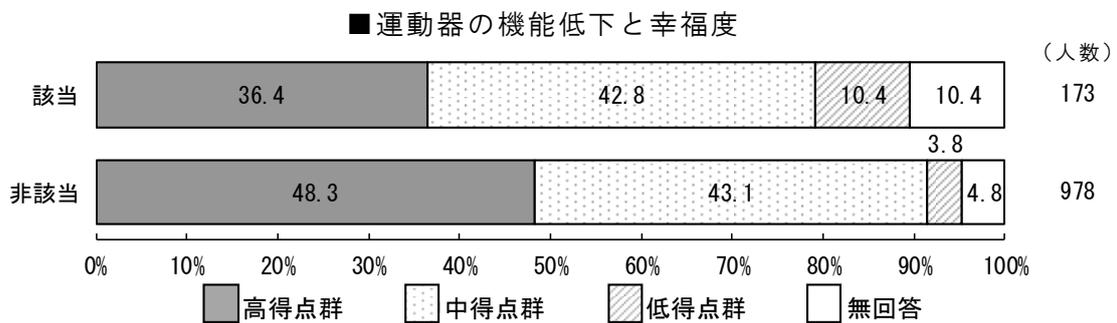
## (2) 運動器の機能低下と主観的健康状態

主観的健康状態では、「非該当」は、「良い」が83.1%と8割以上を占める一方、「該当」は47.4%と半数近くが「良くない」であり、非該当の「良くない」(14.5%)を大きく上回っています。



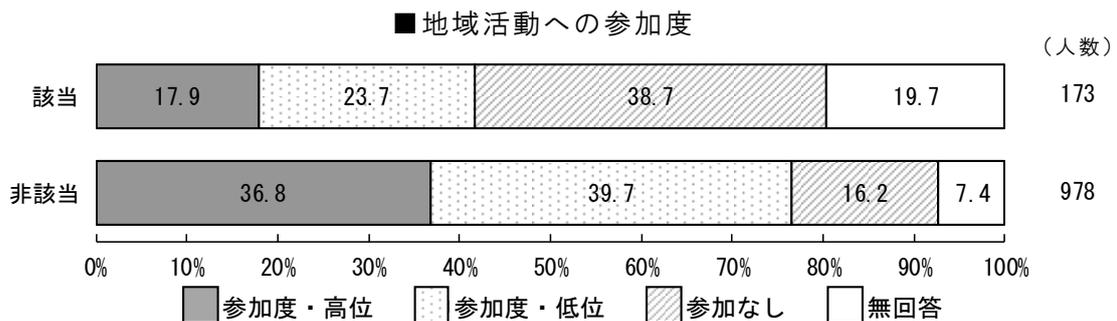
## (3) 運動器の機能低下と幸福度

幸福度では、「非該当」は「高得点群」が48.3%と約5割を占めますが、「該当」は36.4%と約12ポイント低くなっています。



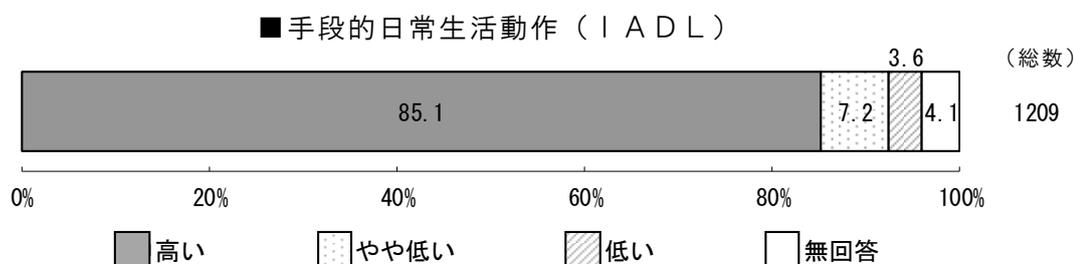
## (4) 運動器の機能低下と地域活動への参加度

地域活動への参加度では、「非該当」は36.8%が「参加度・高位」ですが、「該当」は17.9%にとどまり、「参加なし」が38.7%と約4割を占め、「非該当」と比較して参加度合いが低くなっています。



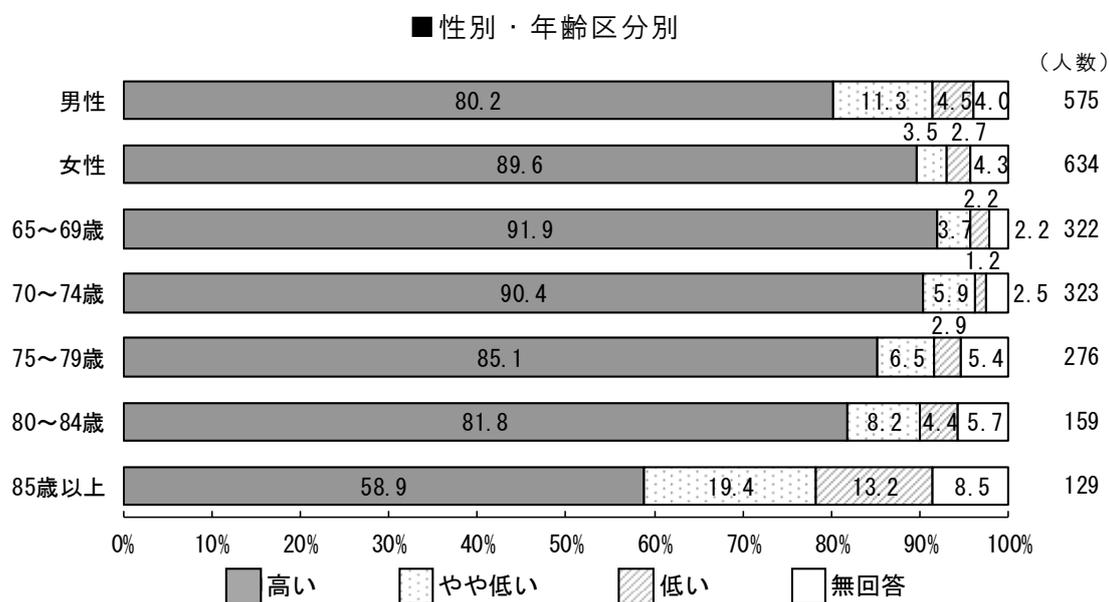
## 6 手段的日常生活動作（IADL）

老研式活動能力指標<sup>※2</sup>による手段的日常生活動作（IADL）<sup>※3</sup>の判定は、全体では、IADLの「高い」が85.1%、「やや低い」が7.2%、「低い」が3.6%となっています。



### (1) 性別・年齢区分別

性別では、女性は「高い」の割合が男性よりも高く、年齢区分が上がるにつれ「高い」の割合が減少します。65～69歳から80～84歳の減少の割合は小さいですが、85歳以上は「高い」の割合が顕著に減少します。

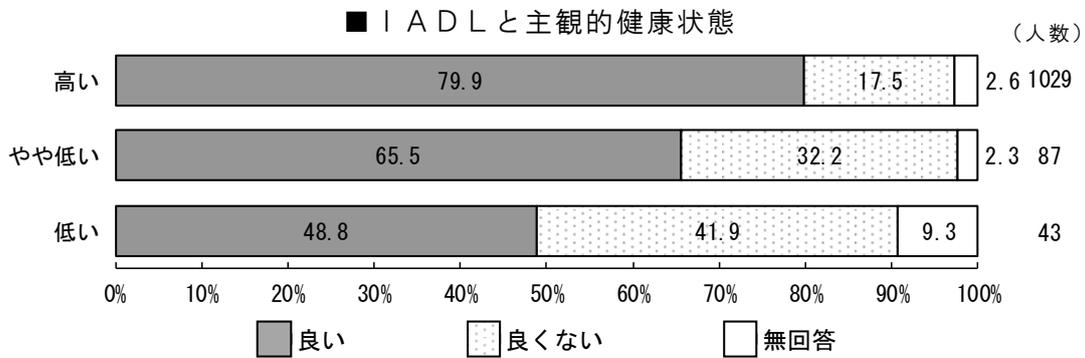


※2 高齢者の生活機能（歩行・異動・食事・入浴・排泄等）を評価する指標の一つ。

※3 日常生活の基本的な動作の中でもより高度な運動や記憶力が必要とされる動作についてどれだけ独力でできるかを図るための指標（買い物、家事、電話の対応、金銭管理能力等）。

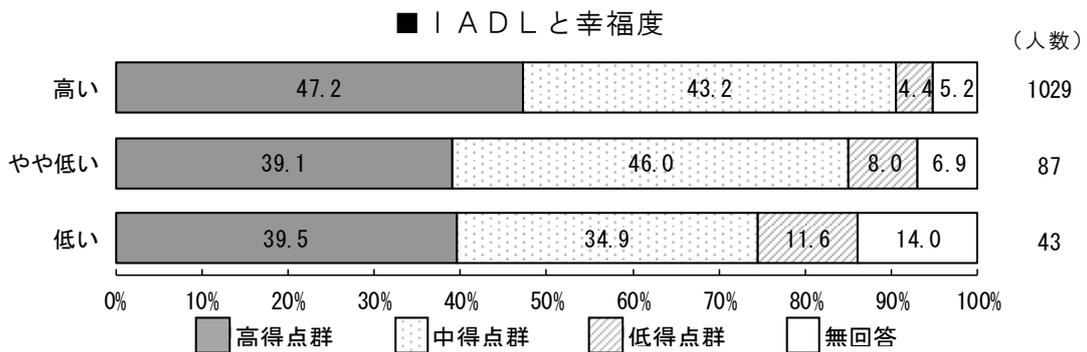
## (2) IADLと主観的健康状態

主観的健康状態では、IADLの低下とともに「良い」の割合が減少し、「良くない」の割合が増加します。



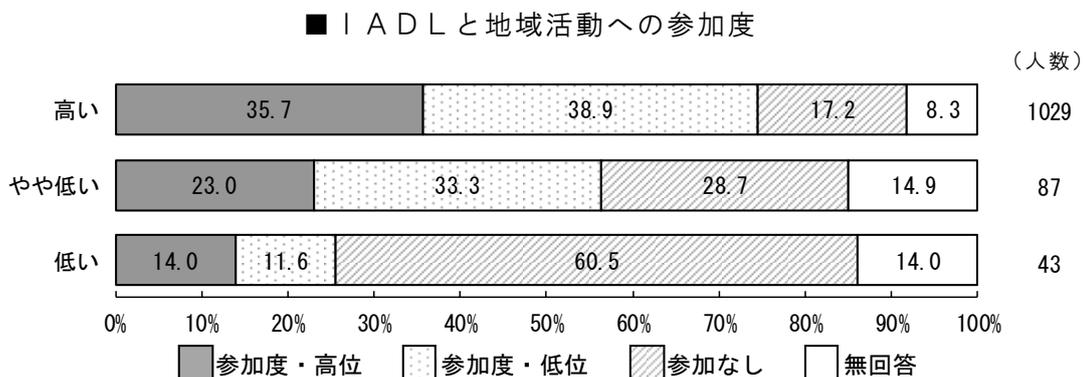
## (3) IADLと幸福度

主観的幸福度では、IADLの低下とともに「低得点群」の割合が増加しています。また、「高い」と「やや低い」の間に「高得点群」について約8ポイントの差があります。



## (4) IADLと地域活動への参加度

地域活動への参加度では、IADLの低下とともに参加度合いが低くなり、「低い」は、「参加なし」が60.5%となっています。



## 第6節 本村の課題

前節までに確認した現状と将来推計を踏まえれば、本村の主要課題として以下の点があげられます。

- ① 令和7年（2025年）までの間、総人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも減少すると見込まれますが、高齢者人口の減少が最も緩やかであり、かつ、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者に関しては増加が見込まれます。これに伴い、介護及び生活支援等の各サービス量も増加するものと考えられることから、引き続きサービス提供体制の充実に努める必要があります。
- ② さらに、令和22年（2040年）までを長期的に展望すれば、総人口が約28%、生産年齢人口が約38%減少するなかで、高齢者人口は約13%の減少であり、なかでも要介護等認定率が57.5%と介護ニーズの高い85歳以上は、約17%増加すると見込まれます。本村では、これまでも介護予防に取り組んでいますが、要介護等認定率は国よりはやや低いものの、県をやや上回る水準です。令和22年（2040年）を見据え、これまで以上に多くの方の参加・参画を得て、介護予防の取組をさらに充実していく必要があります。
- ③ また一方で、介護予防の取組をさらに充実しても増加するであろうと考えられる介護等のサービス量に対応するため、必要な人材の確保・育成を図ることが求められます。
- ④ 世帯に関する推計によれば、「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、増加傾向で推移するとともに、その類型としては、最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」の増加が見込まれることから、地域における日常生活の支援体制のさらなる整備が必要となります。
- ⑤ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、現在治療中または後遺症のある病気について「高血圧」が43.3%と4割超の状況となっています。健康増進あるいは健康寿命の延伸といった観点から疾病予防の重要性の周知とともに、高齢者が参加しやすい健康づくり事業や介護予防事業の一層の推進が求められます。
- ⑥ 地域活動に関する全ての設問に「参加していない」と回答した割合が19.5%でした。一方、現状は参加していない方も、地域づくりへ参加意向のある方は28.8%と約3割を占めます。地域への参加を通じ高齢者の生活の質（QOL：Quality of Life）を維持するという観点だけでなく、地域共生社会を実現する観点からも、これらの意向を実際の参加につなげ、活力ある地域活動を展開することが求められます。

- ⑦ 「運動器の機能低下」や「手段的自立度低下」のリスクに該当する方は、主観的健康状態や幸福度なども低下しておりQOLの低下がうかがわれます。これらのリスクに該当する割合は、後期高齢期において顕著に上昇しています。こうした年齢層へ到達する前の段階から、介護予防等への取組に対して、より積極的に参加していただくことが期待されます。
- ⑧ 今後、85歳以上人口の増加に伴い認知症の方の増加が想定されますが、「認知症に関する相談窓口の認識」に関し、「いいえ」が半数を超え、認識の度合いは高くありませんが、地域活動へ参加している方は、参加していない方よりもの認知度がやや高いことなどを踏まえつつ、有効に周知を図ることが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、第7期の基本理念「いつまでもいきいきと安心して暮らせる村」を継続しつつ、「第5次青木村長期振興計画」における将来像4「地域支え合いの心であふれた健やかで安らぎのある村」を受け、本計画では、次のとおり基本計画を策定しました。

#### 基本理念

いつまでもいきいきと  
安心して暮らせる支え合いの村

## 第2節 基本方針

基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本方針を次のとおりに設定しました。

### **基本方針1 生きがい創出と社会参加の村づくり**

「支える」、「支えられる」の固定的な関係に陥ることなく、高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながる多様な関係性のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできる包摂的な村づくりを推進します。

### **基本方針2 健康増進と介護予防の村づくり**

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進するとともに、身近な通いの場など様々な場面において、認知症予防、運動機能向上、口腔機能の向上等、各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施についても保健部門と連携を図り実施します。

### **基本方針3 生活支援の充実した村づくり**

住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、権利擁護・虐待防止対策や居住環境の充実を含めた支援サービスを身近な地域で提供する体制の整備を図ります。

### **基本方針4 支え合いと連携を推進する村づくり**

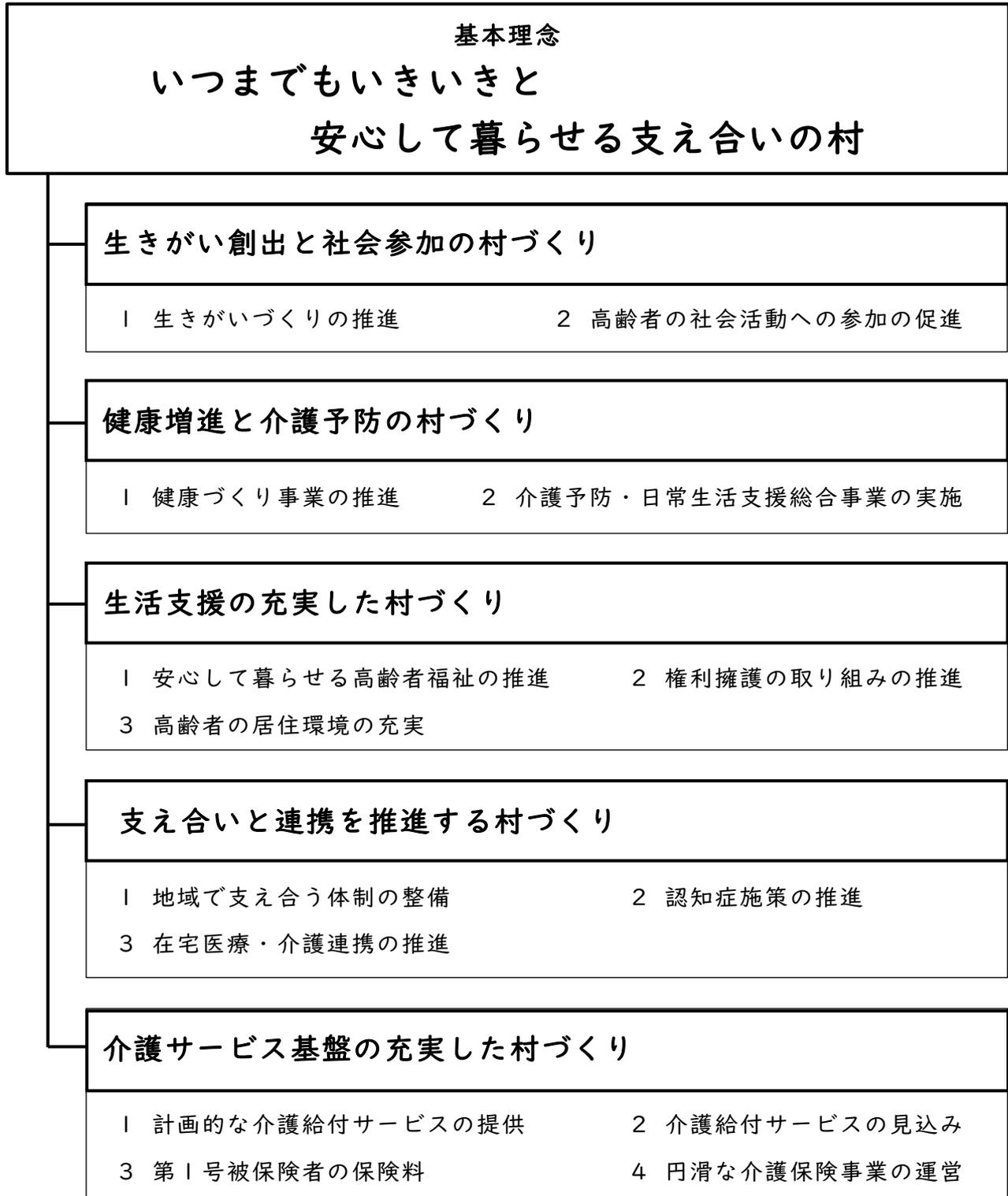
地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心とした支え合いと連携によって、切れ目のないサービスを提供し、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができる体制を整備します。

### **基本方針5 介護サービス基盤の充実した村づくり**

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

### 第3節 施策体系

基本理念である「いつまでもいきいきと安心して暮らせる支え合いの村」を実現するため、5つの基本方針に基づき各施策を実施します。



## 第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、村内における地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備その他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本村では、第7期計画に続き人口、地理的条件、交通事情、施設の整備状況などから、村内全域を1圏域として設定します。

## 第4章 生きがい創出と社会参加の村づくり

### 第1節 生きがいづくりの推進

#### 1 敬老祝賀事業

高齢者の長寿を祝して、祝い金をお贈りしています。

今後も、支給対象者の増加に対応しながら、長年社会に貢献してきた方々へ長寿を祝福するとともに、敬老の意を表すため継続して行います。

##### ■祝い金の支給状況（令和元年度）

	88歳	99歳以上
支給金額（円）	5,000	10,000
支給人数（人）	38	16
合計（円）	190,000	160,000

### 第2節 高齢者の社会活動への参加の促進

#### 1 高齢者クラブ活動育成事業

高齢者クラブ活動は、高齢者自身が地域社会における役割を見だし、生きがいをもって積極的に社会に参加していくための重要な基盤です。趣味・活動グループ、講演会、草刈り奉仕等の活動を通じて生きがいづくり・健康づくりを進めています。

会員数と団体数の維持と確保に向け、会員募集等について広報紙での周知を図るとともに、高齢者クラブが主体的に取り組む地域ボランティア活動や交流会、研修会等の活動費用に対し、補助することにより、地域における生きがいづくり・健康づくりを支援します。

##### ■高齢者クラブの状況

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
クラブ数（件）	14	14	14
会員数（人）	745	731	720
高齢者クラブ連合会補助金（円）	661,000	653,000	635,000

## 2 ボランティア活動等の支援

住民参加による温かい福祉の村づくりを進めるために、社会福祉協議会が核となり、福祉施設でのボランティア活動等、積極的なボランティア活動を支援します。

今後も、ボランティア活動を重要な地域資源として位置づけるとともに、健康づくり事業や一般介護予防事業との接点としても位置づけ、社会福祉協議会と連携、協力して支援を継続します。

## 第5章 健康増進と介護予防の村づくり

### 第1節 健康づくり事業の推進

#### 1 特定健診・特定保健指導

特定健診・特定保健指導は、メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑止を図り、医療費の適正化に結びつけることを目的として、平成20年度から実施されています。

特定健診は集団健診として年7日間（春5日、秋2日）実施しており、春に未受診者に対しては秋の健診の受診勧奨を実施します。特定保健指導は、特定健診の結果により得られた対象者に対し、個別指導（訪問・相談）や運動教室を開催することにより実施しています。

特定健診・特定保健指導の実施により、生活習慣病予防や重症化に対する理解や意識が高まるよう介入するとともに、受診率向上に向けた体制づくりに取り組めます。受診率向上に向けた取り組みの一環として、平成30年度より40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方は【節目健診】を実施し、該当者の自己負担金の無料化を実施しています。

##### ■特定健診の実施状況（受診率）と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
受診率（％）	44.7（速報値）	48	60

##### ■特定保健指導の実施状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
積極的支援実施率（％）	64.7（速報値）	45	60

## 2 がん検診

国は平成29年度～令和4年度の6年間の計画として『がん対策推進基本計画（第3期）』を策定し、がん検診の受診率の目標値を50%、精密検査受診率の目標値を90%と定めています。

村では、広報、個人通知等による周知を行いながら、がん検診の受診勧奨に努めています。また、精密検査未受診者には電話、訪問等で受診勧奨を行い、精密

検査受診率の向上を図っています。

■がん検診の実施状況（令和元年度）

	胃がん 検診	肺がん 検診	大腸がん 検診	子宮頸がん 検診	胃がん 検診
対象者数（人）	1,236	1,764	1,764	1,179	865
受診者数（人）	203	391	549	148	436
受診率（％）	16.4	22.1	31.1	12.5	51.5
要精検者数（人）	28	5	29	2	17
精検受診率（％） （受診者数）（人）	85.7 (24)	100 (5)	86.2 (25)	100 (2)	88.2 (15)

※令和元年度地域保健、健康増進事業報告による。

## 第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

### 1 介護予防把握事業

収集した地域の情報等の活用により閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動につなげる事業です。

効果のある介護予防教室を開催するため、地域の実情に応じて介護予防対象者の把握に努めます。

### 2 介護予防普及啓発事業

いつまでもいきいきとした高齢期を過ごすために、生活機能の低下のない元気高齢者を対象とした事業を実施しています。

#### （1）脳と体のストレッチ教室

概ね65歳以上の方を対象に、認知症予防につながる楽脳フィットネス（体力の維持向上や脳活動の活性化が確認された運動プログラム）を基本に、転倒予防のための筋力トレーニングやバランス系のエクササイズも組み合わせ、全身のストレッチングを取り入れた教室を開催しています。

今後も、広報等による一般住民への参加勧奨を充実するとともに、村内各種団体への講師派遣により開催する後述の出前講座等を活用し、参加者のさらなる増加を図ります。

■脳と体のストレッチ教室の参加状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	203	100	300

(2) 筋力アップほきほき教室

足腰の筋力の維持、向上を目的とした教室で、椅子に座って行う運動が中心です。家庭でもできる運動を提供しています。

足腰の筋力の維持・向上は転倒骨折のリスク防止の面からも重点の課題かだいであることから、今後も、新規参加者を増やししながら、本教室を継続します。

■筋力アップほきほき教室の参加状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	322	150	480

(3) 脳力アップ教室

認知症に対する理解を深め、その予防について講師を招き、教室及び講演会を開催します。さらに日常生活に関わる対応、支援について地域で支え合う視点も踏まえ、総合的な内容を提供しています。

今後も、認知症疾患医療センターとの連携を強化するなかで早期発見・診断・治療の必要性和、専門機関と地域とのつながりを広く周知するとともに、身近な地域での交流や支え合いについて学び、実践する場となるよう本教室を継続します。

■脳力アップ教室の参加状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	110 (入門編42人・応用編68人)	60	120

(4) お口の健康相談

歯と口腔の健康や、ブラッシング等ケアについて、歯科衛生士が個別に相談に応じています。また、年1回講演会を開催しています。

口腔の状態を良好に保つための相談が多いことから、今後も、相談者及び相談回数の増加を図り、本事業を積極的に推進します。

### ■お口の健康相談の利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	18	4	20

#### （５） ずく出せ！より合い出前講座

平成30年度より地区公民館等において、レクリエーション指導員による軽体操と地域包括支援センター職員による介護予防講話をセットにした講座を開催しています。

身近な地域での集まりの機会をとらえての講座は、介護予防、健康づくりを啓発する機会であることから、地区役員等へのPRも行い、全地区で開催できるように体制を強化します。

### ■ずく出せ！より合い出前講座の参加状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	193	30	250

## 3 地域介護予防活動支援事業

介護予防ボランティア等の人材育成のための研修や、地域活動組織の育成や支援を行います。

住民がお互いに「支え合う」地域づくりを目指し、本事業を継続します。

## 4 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

事業の「過程」に着目したプロセス指標だけでなく、「結果」や「成果」に着目したアウトカム指標の両面から分析して目標の達成状況を確認し、その結果を次年度の事業等に反映させています。

また、アンケート調査などの結果から住民の意見や要望を把握した事業展開に努めるとともに、住民の介護予防に対する理解が深まるようPDCAサイクルに沿った取組を実施します。

## 5 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、通所・訪問・地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

さらなる高齢化の進展が見込まれるなか、リハビリテーションの重要性を考慮し、今後は、地域ケア個別会議へのリハビリテーション専門職の参加を検討します。

## 6 訪問型サービスの提供

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援者等の自宅を訪問して、身体的な介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスを実施します。

本村では、旧介護予防訪問介護に相当するサービスである「訪問介護相当サービス」、緩和した基準によるサービスである「訪問型サービスA」の提供体制を整備しています。

### ■サービスの利用状況と目標

	見込	計画
	令和2年度	令和5年度
訪問介護相当サービス 延べ利用人数（人）	112	156
訪問型サービスA 延べ利用人数（人）	0	36

## 7 通所型サービスの提供

要支援者等がデイサービス等に通り、日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスを実施します。

本村では、旧介護予防通所介護に相当するサービスである「通所介護相当サービス」、緩和した基準によるサービスである「通所型サービスA」の提供体制を整備しています。

### ■サービスの利用状況と目標

	見込	計画
	令和2年度	令和5年度
通所介護相当サービス 延べ利用人数（人）	384	420
通所型サービスA 延べ利用人数（人）	0	36

## 第6章 生活支援の充実した村づくり

### 第1節 安心して暮らせる高齢者福祉の推進

#### 1 在宅高齢者福祉事業の提供

##### ① 外出支援サービス

外出が困難な要介護（支援）高齢者等で希望する方に対して、医療機関への移送を行うサービスです。利用者の約7割が一人暮らし高齢者であり、利用者数が減少傾向にありますが、令和2年度に開始したフルデマンド方式による村営バスの運行事業と連携し、多くの方の利用を促進します。

##### ■外出支援サービスの実施状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用件数（件）	393.5回	380	360

##### ② 配食サービス

村内に住む一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯等を対象に、食の自立を目指して、必要と認められた方に配食サービスを実施し、食生活の安定による健康の維持と併せて、利用者の安否の確認を行います。

栄養バランスのとれた食事を提供することは、高齢者の体調管理に重要であり、在宅生活を維持するためにも本事業を継続します。

##### ■配食サービスの実施状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
年間実利用者数（人）	74	65	70
1人あたり月平均利用食数（食）	24	24	25
年間延べ利用食数（食）	21,653	19,000	21,000

### ③ 緊急通報体制整備事業

一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を設置することにより、急病や災害などの緊急時、また安否確認にも対応しています。高齢の一人暮らし世帯の増加に伴い、本事業の必要性は高まっています。

今後も、民生児童委員等や近隣住民からの情報をさらに収集し、設置件数の拡大を検討します。

#### ■緊急通報装置の設置状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
設置台数（台）	29	25	30

### ④ 生活管理指導短期宿泊事業

自宅での日常生活が困難な要援護者が養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣の改善と体調の調整を図ります。

#### ■生活管理指導短期宿泊事業の利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
年間実利用者数（人）	1	2	4
1人あたり月平均利用日数（日）	20	30	30
延べ利用日数（日）	20	60	120

### ⑤ 訪問理美容サービス事業

在宅で生活している要介護3以上の高齢者等で、理美容院に出向くことが困難な方を対象に理美容師が自宅を訪問し、散髪（カット）等を行った際の訪問費用を助成します。

広報誌等への掲載や利用対象者の家族に対する個別の通知とともに、介護支援専門員からも周知を行い本事業の利用促進を図ります。

#### ■訪問理美容サービスの利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	4	10	15

## ⑥ 衣類洗濯サービス

村内高齢者で何らかの支援を必要とする方のうち、自宅にて洗濯が困難な方に対して行うサービスです。近年、利用実績はありません。今後必要に応じて事業を実施します。

### ■衣類洗濯サービスの利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用件数（件）	0	1	3

## 2 介護に取り組む家族等への支援の充実

### ① 介護者のつどい

高齢者を介護する家族が、介護保険制度に関する学習や情報交換を行う場として、またリフレッシュの場となるよう開催します。

今後も、参加者の増加に向けて介護者、介護支援専門員等へのさらなる周知を図ります。

### ■介護者のつどい利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	18	10	30

### ② 寝たきり老人等紙おむつ補助金

在宅で寝たきり高齢者等を介護している世帯の費用負担の軽減を図るため、紙おむつの購入費に対し補助金を支給します。施設入所者が多いため、近年では支給件数は多くありませんが、在宅介護の経済的負担を軽減するため、本事業を継続し、活用の促進を図ります。

### ■寝たきり老人等紙おむつ補助金の支給状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	26	25	30

### ③ 家族介護者慰労金支給事業

寝たきり・認知症の高齢者を常時在宅で介護している方へ慰労金を支給しています。

在宅の重度要介護者の減少により、支給件数は多くありませんが、在宅で重度者を介護している介護者を支援するために、本事業を継続します。

#### ■家族介護者慰労金の支給状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ人数（人）【寝たきり高齢者】	26	26	30
延べ人数（人）【認知症高齢者】	6	10	10
合計（人）	32	36	40

### ④ いきいきサロン

介護者のつどいの参加者で介護を終えられた方や一人暮らしの方を対象に健康増進と交流のためのつどいの場を提供します。年12回開催しており、参加者の拡大を図りながら茶話会を中心に交流を続けていけるよう運営します。

今後も、感染症対策を強化しながら、本事業を継続します。

#### ■いきいきサロンの利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	52	12	60

## 3 その他事業の提供

### ① おせち料理の配達

配食サービスの利用者でお正月を一人で過ごす高齢者に、おせち料理を大晦日にお届けします。

本事業を継続しながら、利用状況やニーズの動向を注視して、事業内容について、適宜、検討を行います。

#### ■おせち料理配達の利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ対象者数（人）	12	12	15

## ② 福祉用具の貸与（村備品）

介護保険制度以外での利用希望者には、ベッド、車椅子、マットレス等の貸与を行っています。介護保険の認定が出るまでの期間や、退院後の早期に福祉用具の利用が必要な方が利用対象です。

介護保険サービスの利用者が増加し、車椅子の貸与が本事業の中心となっていますが、他の用具についても相談に応じ、必要な対応を行います。

### ■福祉用具貸与の利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ貸与件数（件）	2	3	5

## 第2節 権利擁護の取り組みの推進

### 1 高齢者虐待の防止と対応

虐待の早期発見及び防止、ならびに被害者の適切な保護のため、庁内関係部署や警察署と連携し、迅速に対応するとともに、民生委員等地域の見守りの体制を整備します。

また、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の事実確認や必要に応じて立ち入り調査、施設入所による隔離などの支援を行います。

### 2 成年後見制度の活用

成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方の後見をしてくれる人を選び、支援する制度です。

悪質な訪問販売等の被害に高齢者が巻き込まれたりしないよう広報等により制度の周知を図るとともに、身寄りのいない高齢者等は、長野県の「市町村長申立ての手引き」に即し、村が後見開始についての審判等の請求（村長申立て）を行います。

## 第3節 高齢者の居住環境の充実

### 1 養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所支援

今後、生活困窮者や社会的に孤立するなど多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、環境上や経済的理由により、在宅で生活ができない高齢者を入所・養護します。

### 2 高齢者生活福祉センター・高齢者生活支援ハウスの運営

居住機能のほかに介護保険制度を利用しながら生活できる施設で、高齢者ができる限り在宅に近い形で生活できるように支援しています。

今後も、加齢により在宅での生活の継続が困難になる高齢者の増加が見込まれることから、本事業の活用について周知を図ります。

#### ■高齢者生活支援ハウスの利用状況と目標

	実績	見込	計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
延べ入居者数（人）	14	13	15

### 3 高齢者の居住安定に係る施策との連携

持家や賃貸住宅の改修支援をはじめ、長野県が実施する地域福祉総合助成金交付事業による「高齢者にやさしい住宅改良促進事業」を活用しながら、高齢者に対する安定した住まいの確保に努めます。

### 4 有料老人ホーム等設置状況の把握

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携してこれらの設置状況を把握します。また、現在、村内には該当する施設はありませんが近隣地域にこの施設があり村民の利用も今後も利用が見込まれます。このことから、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

## 第7章 支え合いと連携を推進する村づくり

### 第1節 地域で支え合う体制の整備

#### 1 地域包括支援センターの適切な運営

##### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、村がスクリーニングをし、地域包括支援センター及び委託先事業所で提示した介護予防事業者の名簿に基づき、①1次アセスメント、②介護予防ケアプランの作成、③サービスの提供後の再アセスメント、④事業評価を行います。

今後も、委託先事業所（居宅支援事業所）やサービス事業者と連携して、利用者の生活機能の向上に結びつける支援を継続します。

##### (2) 総合相談支援業務

高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における関係者とのネットワークを活用し、心身の状況や生活実態の把握に努めるとともに、本人や家族から生活上の不安等に関する相談を受け、行政機関、医療機関等の適切な機関につなぎ、問題解決を図ります。

年平均約1,300件の相談があることから、対応する職員を増員するなど体制を強化し、今後も、本業務を継続します。

##### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医、介護支援専門員等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域の介護支援専門員等に対する、①個別相談、②ケアプラン作成技術の指導等、③支援困難事例の指導助言等で支援します。また、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行います。

地域包括ケアシステムを機能させるための連携を推進する観点から、地域での高齢者支援の直接的な支援体制の整備とケアマネジャーへの支援を継続します。

##### (4) 権利擁護業務

実態把握や総合相談の中で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の利用支援や老人福祉施設への措置的入所などの確かな支援を行います。成年後見制度利用促進における中核機関の設置に向けて、その機

能、役割、運営体制等を明確にしながら、協議検討をすすめます。また、高齢者虐待の早期発見・防止等については、介護事業所、関係団体との連携によるネットワークを確立します。

高齢者が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を図りながら、相談から対応に至るまでの一貫した支援を行います。

## 2 地域ケア会議の推進

### (1) 地域で適切なケアマネジメントが行われる環境づくり

「地域ケア個別会議」は、地域の保健・福祉・医療に携わる関係機関の実務者等で構成され、月1回程度定期的に会議を開催しています。

地域ケア個別会議の中で行う個別事例の検討を通じて、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探ります。自立支援につながる個人と環境の改善に働きかけられるケアマネジメントを地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援します。

地域ケア個別会議で個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援を行います。地域ケア個別会議の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにするとともに、地域に不足する資源の開発や有効な支援策などを検討する「地域ケア個別会議」を開催します。

#### ■地域ケア会議の状況と目標

	実績		計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
地域ケア会議開催回数（回）	0	1	2
地域ケア個別会議開催回数（回）	8	5	12

### (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

「地域ケア個別会議」及び「地域ケア個別会議」において、課題解決や重度化予防に取り組み、さらなる支援の充実につなげるため、多職種協働によるネットワークの構築を図ります。

複数の専門職の視点から高齢者の在宅生活が円滑に継続されるよう、連携を推進します。

### 3 生活支援コーディネーターの配置

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、住民どうしがつながり、支え合って暮らしていくことを支援する「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を平成30年度より配置しています。

今後も、生活支援コーディネーターの地域ケア個別会議への参加を通じ、個別ケースをとりまく問題、地域の現状について把握するとともに、地域ケア会議を開催し、在宅高齢者の生活を継続するための支援体制を整備します。

#### ■生活支援コーディネーターの配置人数の状況と目標

	実績		計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
生活支援コーディネーターの配置人数（人）	1	1	1

### 4 協議体の設置

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、村が主体となって、コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置します。

#### ■協議体の設置状況と目標

	実績		計画
	令和元年度	令和2年度	令和5年度
協議体の設置数（か所）	1	1	1

### 5 体制強化に向けた自己評価と村評価の実施

地域包括支援センターが継続的に安定して事業を実施できるよう、実施する事業の質の評価を自ら行い、事業の質の向上に努めます。

また、本村及び地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの活動について定期的な点検を行い、その運営に対して適切な評価を行います。

## 第2節 認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

- ※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。
- ※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

### 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

認知症は早期診断・早期対応が重要であることから、認知症の方に対して適切なケアにつなげるため、介護予防教室の継続的な開催や広報紙等の活用により、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

### 2 認知症初期集中支援チームの活用

複数の専門職が認知症の方、または認知症の疑いがある方やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療に繋げ、自立生活のサポートを行います。

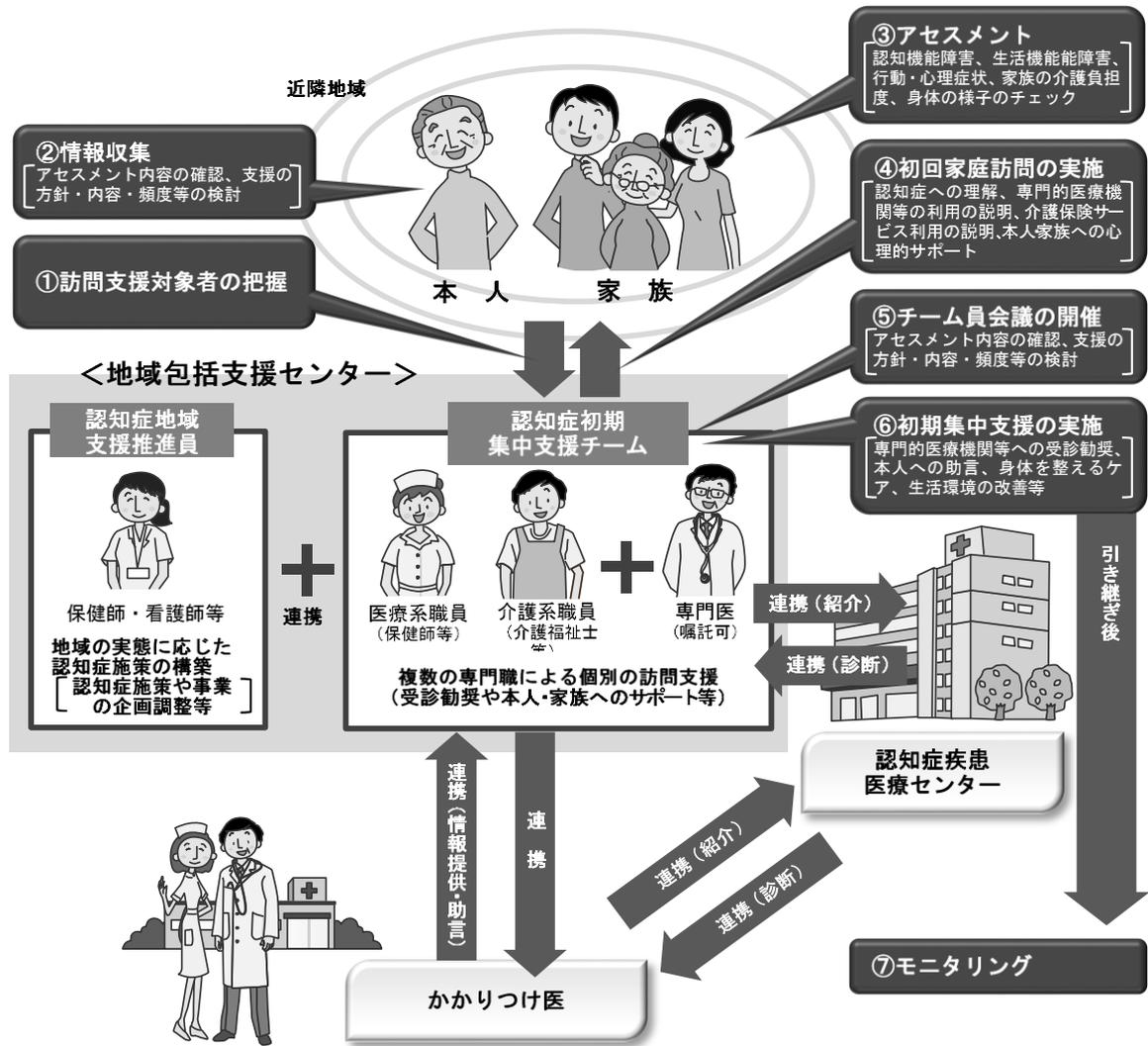
今後も地域の認知症疾患医療センターとの連携を図るとともに、サポート医との定期的な情報共有を行い、迅速な対応ができるよう支援体制を強化します。

### 3 認知症地域支援推進員の配置

年々拡充される認知症関連の事業を着実に実施し、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を育成及び配置して、認知症施策や事業の企画調整や認知症の方や家族への相談支援等を行います。

今後も、施策の創出に繋がる地域のニーズや課題を把握するための活動を継続します。

■ 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のイメージ



4 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援するボランティア（認知症サポーター）を養成します。

また、学習の継続と地域での実践を促進するため、受講者を対象にしたフォローアップ講座を開催します。

今後も、幅広く村民を対象に認知症サポーターを拡大し、「共生」の基盤を整備していきます。

■ 認知症サポーター養成講座の状況と目標

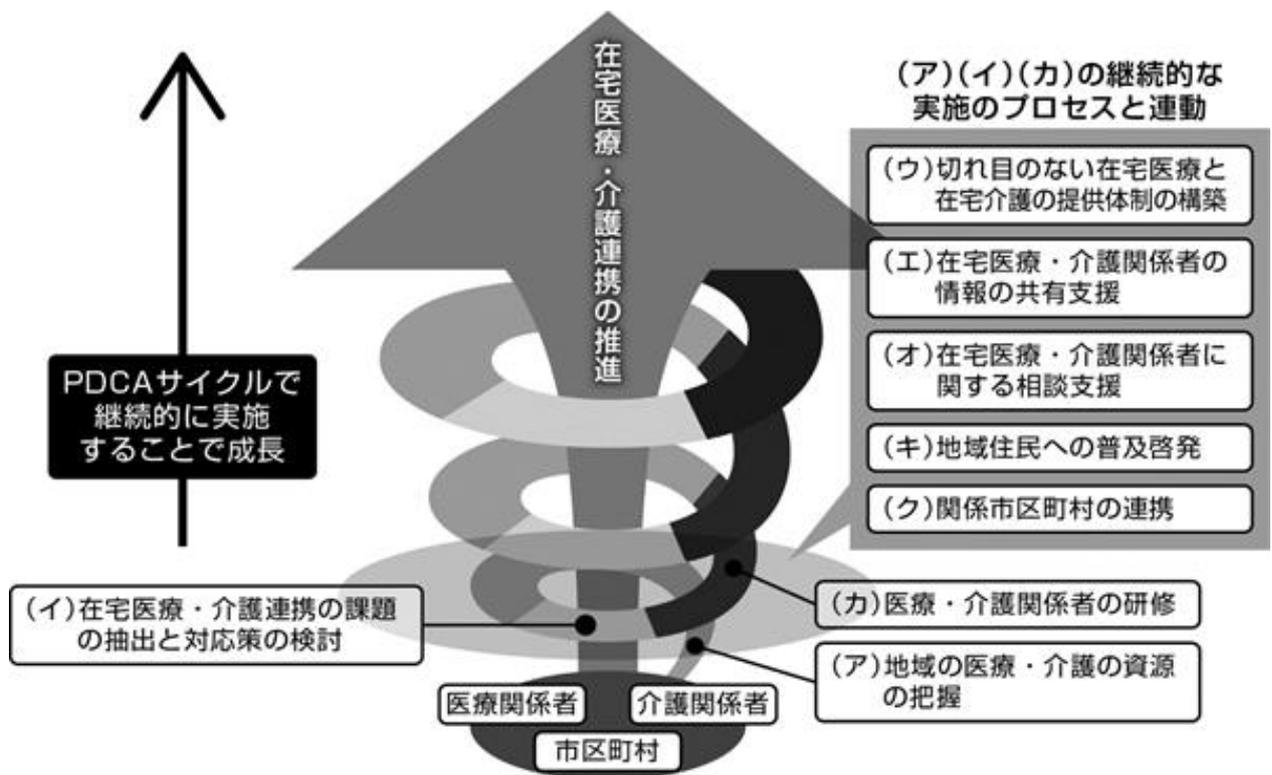
	実績	計画
	令和元年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座 受講人数 (人)	22	0
フォローアップ講座受講人数 (人)	0	30

### 第3節 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関及び介護事業所等の関係者が連携し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けてPDCAに沿って、次の取組を実施します。連携をすすめる上で、在宅医療、介護の継続と看取りについても対応できる体制の整備に努めます。

今後も、新型コロナウイルス感染症・災害時の対応への対策も視野に入れながら、庁内の関係部署や村内の関係機関、また、地域の医師会等との情報共有及び連携の促進を図るとともに、住み慣れた地域で必要なサービスや支援が受けられる体制を整備し、それを担う人材確保・育成についても推進します。

#### ■在宅医療・介護連携の8つの進め方のイメージ



## 第8章 介護サービス基盤の充実した村づくり

### 第1節 計画的な介護給付サービスの提供

#### 1 居宅サービスの提供

##### (1) 訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して行うサービスです。具体的には、入浴や排泄、食事などの介助を行う身体介護と、調理や買い物、洗濯、掃除などの援助を行う家事援助があります。料金はサービス内容と滞在時間により異なります。

##### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	29	29	24	29	29	29
利用回数 計画値（回）	633	746	746	620	620	620
利用回数（回）	457	488	452			
対計画比	72.2%	65.4%	60.6%			

##### (2) 訪問入浴介護

寝たきり等で家庭の浴槽では入浴が困難な方に、浴槽を積んだ入浴車等で訪問し、寝たまま入浴できるよう介助し、身体の清潔の保持と心身の機能の維持等を図ります。

##### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値（回）	0	0	0	0	0	0
	利用回数（回）	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介護給付	利用人数（人）	3	3	2	4	4	4
	利用回数 計画値（回）	20	22	22	28	28	28
	利用回数（回）	15	19	16			
	対計画比	75.0%	86.4%	72.7%			

### (3) 訪問看護

看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行っています。また、病状の観察結果を医師に報告したり、バイタルサイン（脈拍、血圧、呼吸、体温の4つの指標）のチェックや床ずれなどの処置、リハビリなどを行い、心身の機能の維持・回復と生活機能の維持または向上を目指します。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数（人）	6	6	7	7	7	7
	利用回数 計画値（回）	38	38	38	34	34	34
	利用回数（回）	26	30	37			
	対計画比	68.4%	78.9%	97.4%			
介護給付	利用人数（人）	23	23	19	23	23	23
	利用回数 計画値（回）	168	151	151	228	228	228
	利用回数（回）	90	157	155			
	対計画比	53.6%	104.0%	102.6%			

### (4) 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などの専門スタッフが自宅を訪問し、リハビリを行います。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数（人）	6	4	4	4	4	4
	利用回数 計画値（回）	99	89	79	47	47	47
	利用回数（回）	72	47	41			
	対計画比	72.7%	52.8%	51.9%			
介護給付	利用人数（人）	18	23	24	24	24	24
	利用回数 計画値（回）	256	270	284	243	243	243
	利用回数（回）	185	232	236			
	対計画比	72.3%	85.9%	83.1%			

### (5) 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、心身の状況と環境等を把握し療養上の不安や悩みに対する管理や指導を行い、安心して生活できるようサポートし療養生活の質の向上を図ります。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数 計画値 (人)	2	1	2	2	2	2
	利用人数 (人)	2	3	2			
	対計画比	100.0%	300.0%	100.0%			
介 護 給 付	利用人数 計画値 (人)	12	13	11	9	9	9
	利用人数 (人)	17	14	9			
	対計画比	141.7%	107.7%	81.8%			

### (6) 通所介護

デイサービスセンターなどの施設へ通い食事や入浴などの提供や日常生活上の支援を日帰りで行います。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数 (人)		80	86	78	78	78	78
利用回数 計画値 (回)		625	623	622	760	760	760
利用回数 (回)		650	733	752			
対計画比		104.0%	117.7%	120.9%			

## (7) 通所リハビリテーション

主に介護老人保健施設や医療機関などで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士などの専門家が日帰りでリハビリを行います。

### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数 計画値（人）	10	9	8	4	4	4
	利用人数（人）	4	4	4			
	対計画比	40.0%	44.4%	50.0%			
介護給付	利用人数（人）	26	32	35	35	35	35
	利用回数 計画値（回）	143	150	169	235	235	235
	利用回数（回）	178	220	219			
	対計画比	124.5%	146.7%	129.6%			

## (8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。利用者の心身機能の維持と共に、家族の負担軽減を図ります。

### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数（人）	1	0	0	0	0	0
	利用日数 計画値（日）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（日）	3	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介護給付	利用人数（人）	19	19	15	19	19	19
	利用日数 計画値（日）	156	156	152	143	143	143
	利用日数（日）	141	145	107			
	対計画比	90.4%	92.9%	70.4%			

### (9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとに行われる介護、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。療養生活の質の向上と家族の負担軽減を図ります。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 計画値(日)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介護給付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 計画値(日)	36	36	36	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

### (10) 福祉用具貸与

要介護状態になった場合でも、利用者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、車椅子や特殊寝台などの福祉用具を貸与し、機能訓練に資し、介護者の負担軽減を図ります。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	利用人数 計画値(人)	25	23	25	20	20	20
	利用人数(人)	19	18	23			
	対計画比	76.0%	78.3%	92.0%			
介護給付	利用人数 計画値(人)	96	109	103	88	88	88
	利用人数(人)	79	90	84			
	対計画比	82.3%	82.6%	81.6%			

## (11) 特定福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際、年間10万円を上限に費用を支給します。

### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数 計画値 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用人数 (人)	1	1	0			
	対計画比	100.0%	100.0%	0.0%			
介 護 給 付	利用人数 計画値 (人)	2	2	2	1	1	1
	利用人数 (人)	1	1	0			
	対計画比	50.0%	50.0%	0.0%			

## (12) 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。(事前申請必要)

### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数 計画値 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用人数 (人)	1	1	0			
	対計画比	100.0%	100.0%	0.0%			
介 護 給 付	利用人数 計画値 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用人数 (人)	1	1	0			
	対計画比	100.0%	100.0%	0.0%			

### (13) 特定施設入居者生活介護

特定の指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに入居し、日常生活上の支援や介護の提供を受けます。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数 計画値 (人)	1	1	1	1	1	1
	利用人数 (人)	2	1	1			
	対計画比	200.0%	100.0%	100.0%			
介 護 給 付	利用人数 計画値 (人)	7	9	9	8	8	8
	利用人数 (人)	11	10	8			
	対計画比	157.1%	111.1%	88.9%			

### (14) 居宅介護支援

在宅の要介護者等が在宅サービスを適切に利用できるように心身の状況や環境を把握し本人や家族の意向が組み入れられたケアプランを作成し、サービス事業者との調整を図ります。ケアプランの評価を軸にして研修等を行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数 計画値 (人)	59	59	60	30	30	30
	利用人数 (人)	28	26	30			
	対計画比	47.5%	44.1%	50.0%			
介 護 給 付	利用人数 計画値 (人)	133	136	138	125	125	125
	利用人数 (人)	124	131	121			
	対計画比	93.2%	96.3%	87.7%			

## 2 地域密着型サービスの提供

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中と夜間を通じた複数回の定期巡回型訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (2) 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護です。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (3) 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (4) 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ提供します。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (5) 認知症対応型共同生活介護

認知症の方がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

日常生活の世話をを行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数 計画値 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数 計画値 (人)	9	9	9	9	9	9
	利用人数 (人)	8	9	9			
	対計画比	88.9%	100.0%	100.0%			

### (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入所する方のための介護サービスです。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを柔軟に提供します。本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、また、本計画期間中においても整備計画がないことから、サービス量は見込みません。

### (9) 地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどにおいて、日帰りで介護や生活機能訓練などを行います。

本村においては現在のところサービスを提供している事業所がなく、利用実績もないことから、サービス量は見込みません。

#### ■サービスの利用実績と見込（1 か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数（人）	1	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値（回）	15	15	15	0	0	0
	利用回数（回）	6	0	0			
	対計画比	40.0%	0.0%	0.0%			

### 3 施設サービスの提供

#### (1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護認定者に、食事・入浴・排泄等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数 計画値 (人)	52	51	50	50	50	50
	利用人数 (人)	51	50	50			
	対計画比	98.1%	98.0%	100.0%			

#### (2) 介護老人保健施設

病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、看護・医学的管理の下での介護、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象に、在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。

■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数 計画値 (人)	22	22	18	22	22	22
	利用人数 (人)	28	26	22			
	対計画比	127.3%	118.2%	122.2%			

### (3) 介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな施設で、介護療養型医療施設から転換しました。

#### ■サービスの利用実績と見込（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数 計画値(人)	0	0	2	3	3	3
	利用人数(人)	1	3	2			
	対計画比	-	-	100.0%			

### (4) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。令和2年11月時点での利用実績はありません。

## 第2節 介護給付サービスの見込み

### 1 サービス別給付費の推計

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの本村におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。(次ページ参照)

## (1) 居宅介護サービス

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
予防給付	9,583	9,588	9,588	28,759
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	1,584	1,585	1,585	4,754
③介護予防訪問リハビリテーション	1,659	1,660	1,660	4,979
④介護予防居宅療養管理指導	250	250	250	750
⑤介護予防通所リハビリテーション	1,739	1,740	1,740	5,219
⑥介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防福祉用具貸与	1,451	1,451	1,451	4,353
⑨介護予防特定福祉用具販売	174	174	174	522
⑩介護予防住宅改修	364	364	364	1,092
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	685	686	686	2,057
⑫介護予防支援	1,677	1,678	1,678	5,033
介護給付	212,705	212,818	212,818	638,341
①訪問介護	21,550	21,562	21,562	64,674
②訪問入浴介護	4,190	4,193	4,193	12,576
③訪問看護	13,991	13,999	13,999	41,989
④訪問リハビリテーション	8,606	8,611	8,611	25,828
⑤居宅療養管理指導	1,316	1,317	1,317	3,950
⑥通所介護	65,610	65,647	65,647	196,904
⑦通所リハビリテーション	22,985	22,998	22,998	68,981
⑧短期入所生活介護	13,469	13,476	13,476	40,421
⑨短期入所療養介護	8,835	8,840	8,840	26,515
⑩福祉用具貸与	11,916	11,916	11,916	35,748
⑪特定福祉用具販売	203	203	203	609
⑫住宅改修	327	327	327	981
⑬特定施設入居者生活介護	18,223	18,233	18,233	54,689
⑭居宅介護支援	21,484	21,496	21,496	64,476
<b>居宅介護サービス給付費計</b>	<b>222,288</b>	<b>222,406</b>	<b>222,406</b>	<b>667,100</b>

※千円以下の数値は端数処理のため、内訳計と合計が合わない場合があります。以下すべて同様。

## (2) 地域密着型サービス

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
予防給付	0	0	0	0
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護給付	27,393	27,408	27,408	82,209
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	0	0	0	0
④認知症対応型通所介護	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	27,393	27,408	27,408	82,209
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
<b>地域密着型サービス給付費計</b>	<b>27,393</b>	<b>27,408</b>	<b>27,408</b>	<b>82,209</b>

## (3) 施設サービス

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①介護老人福祉施設	155,507	155,594	155,594	466,695
②介護老人保健施設	73,431	73,472	73,472	220,375
③介護医療院	13,762	13,770	13,770	41,302
④介護療養型医療施設	0	0	0	0
<b>施設サービス給付費計</b>	<b>242,700</b>	<b>242,836</b>	<b>242,836</b>	<b>728,372</b>

## 2 標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費見込額は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ15億8千万円となります。

## ○各年度の標準給付費見込額

(円。審査支払手数料支払件数のみ件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費 <sup>※4</sup>	492,381,000	492,650,000	492,650,000	1,477,681,000
特定入所者介護サービス費等 給付額 <sup>※5</sup>	23,446,588	22,438,422	22,148,413	68,033,423
高額介護サービス費等 給付額 <sup>※6</sup>	10,631,868	10,666,516	10,530,636	31,829,020
高額医療合算介護サービス費 等給付額 <sup>※7</sup>	605,451	607,429	601,493	1,814,373
算定対象審査支払手数料 <sup>※8</sup>	400,548	401,824	397,938	1,200,310
審査支払手数料支払件数	6,906	6,928	6,861	20,695
標準給付費見込額 <sup>※9</sup>	527,465,455	526,764,191	526,328,480	1,580,558,126

## 3 地域支援事業費見込額

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ5千5百万円となります。

## ○各年度の地域支援事業費見込額

(円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	17,933,601	18,139,930	18,458,784	54,532,315
介護予防・日常生活支援 総合事業	13,574,668	13,843,674	14,255,177	41,673,519
包括的支援事業及び任意 事業費 <sup>※10</sup>	4,358,933	4,296,256	4,203,607	12,858,796

※4 居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設サービスの計。

※5 所得が低い要介護者が、施設サービス、短期入所サービスを利用する際の、食費、居住費に自己負担限度額が設定され、限度額を超える分について支給される。

※6 1か月に受けた介護サービスの1割の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が支給される。

※7 介護保険の利用者負担額と医療保険、後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額の時支給される。

※8 市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担等の算定の基準となる単位に審査支払見込み件数を乗じた額。

※9 総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス等給付額、高額医療合算介護サービス等給付費、算定対象審査支払手数料を加えたもの。

※10 地域包括支援センターが実施する事業で、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行いことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する事業。包括的支援事業は、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援事業、③権利擁護業務等7事業、任意事業は、①介護給付費等適正化事業、②家族介護支援事業、③その他の事業で、それぞれ構成される。

### 第3節 第1号被保険者の保険料

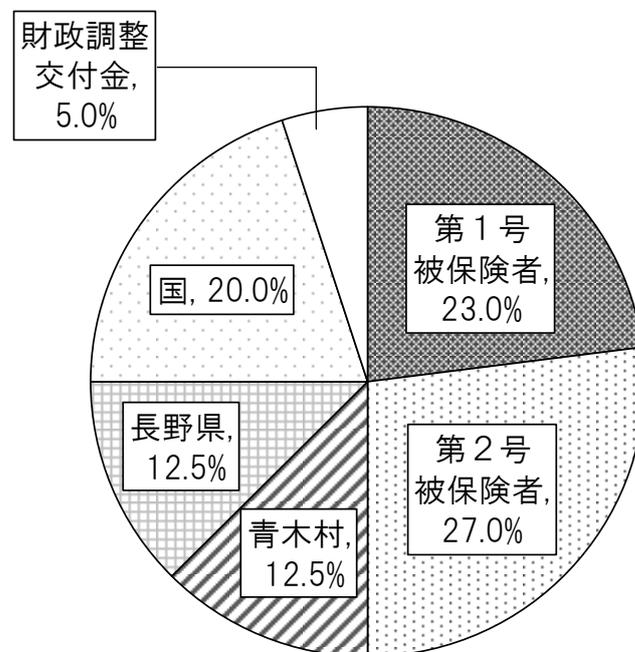
#### 1 財源構成

介護保険事業の財源は、国、県、村による公費負担と、40歳以上の方（第2号被保険者）と65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営の前提条件となります。

そのため、村では第7期事業計画（平成30年度～令和2年度）におけるサービス利用実績をもとに、本計画期間（令和3年度～令和5年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示された「地域包括ケア「見える化」システム・将来推計」で算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。

なお、財源構成に関し、第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分以上が被保険者の負担となります。また、国負担部分のうち5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための「財政調整交付金」として交付されます。つまり、財政調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下し、その結果として、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■ 標準給付費の負担割合

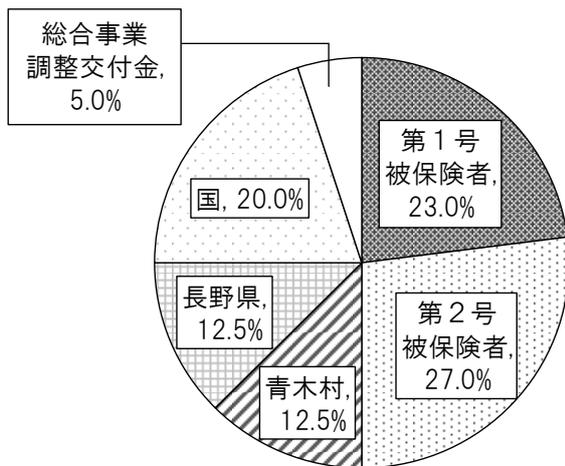


※施設等給付費に関しては、国が15.0%、都道府県が17.5%。

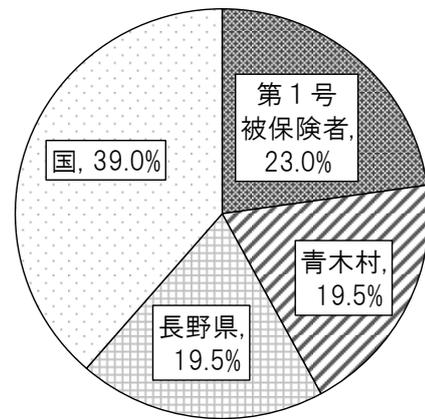
地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担と財政調整交付金はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

■ 地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



## 2 第1号被保険者保険料の算定

### (1) 保険料基準額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費を合計した標準給付費、さらに地域支援事業に要する費用から構成されます。

一方、その財源は、国・県・村の負担金、国の財政調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。また、必要に応じ介護保険給付費等準備基金の取り崩しを行い、標準給付費の一部に充当することとします。

保険料の第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額5,985円と算定されます。下表を参考に月額6,000円（年額72,000円）と設定しました。

#### ○保険料基準額の推計

A	標準給付費見込額	1,580,558,126円
B	地域支援事業費	54,532,315円
C	第1号被保険者負担分（23%） $(A + B) \times 23\%$	376,070,801円
D	調整交付金相当額	81,111,582円
E	調整交付金見込額	121,344,000円
F	準備基金取崩額	0円
G	保険料収納必要額 $C + D - E - F$	335,838,383円
H	予定保険料収納率	95.5%
I	弾力化をした所得段階別加入割合補正後被保険者数	4,896人
J	保険料見込額（年額） $G \div H \div I$	71,826円
K	保険料見込額（月額） $J \div 12$	5,985円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

## (2) 所得段階別保険料

各段階の保険料については、前項の保険料基準額（年額 72,000 円）を第 5 段階とし、他の各段階は負担割合を乗じて算出しました。

また、月額保険料額は、年額保険料を 12 で除して算出した額が基本となります。

### ○所得段階別保険料

段階 (乗率)	対象者	年額保険料
第 1 段階 (0.15)	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の人	10,800 円
第 2 段階 (0.25)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	18,000 円
第 3 段階 (0.65)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超の人	46,800 円
第 4 段階 (0.90)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の人	64,800 円
第 5 段階 (1.00)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超の人	72,000 円
第 6 段階 (1.20)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	86,400 円
第 7 段階 (1.30)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	93,600 円
第 8 段階 (1.50)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	108,000 円
第 9 段階 (1.70)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の人	122,400 円
第 10 段階 (2.00)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の人	144,000 円

※保険料については、現時点での案であり、今後、変更する場合があります。

## 第4節 円滑な介護保険事業の運営

### 1 保険者機能の強化

#### (1) 市町村の役割・権限の強化に伴う適正な指導・監督

事業者による介護報酬の不正請求の増加に対応するため、事業者を6年ごとに指定する更新制が導入されているほか、指定の欠格事由に指定取消履歴が加えられています。市町村にサービス事業者等への立ち入り調査権を認める等、市町村の役割・権限が強化されています。また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、市町村に対し意見を求めることが義務づけられています。

#### (2) 介護保険サービスの適正な供給

要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止といった制度の理念を堅持し、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく安心して生活ができるよう、地域の実情に応じ、質が高く必要なサービスを提供します。

そのため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービス提供の確保と、その結果として費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図りながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

#### (3) 苦情処理システムの的確な運用

住民福祉課や地域包括支援センターで要介護認定やサービス利用についての相談を受けるほか、必要に応じて、要介護認定等に対する不服申し立てについては「長野県介護保険審査会」が、サービス内容に対する苦情については「長野県国民健康保険団体連合会（国保連）」が、各々対応します。

## 2 介護給付等対象サービスの充実・強化

#### (1) サービス事業者の確保と連携

介護保険サービス提供事業者の新規参入、もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、地域の介護需要に関する情報を収集するとともに、事業者に対する情報の提供を図ります。

#### (2) 介護人材の確保・育成と業務効率化への取組みの支援

全国的に介護人材の不足が生じており、早急な人材の確保に向けた取組を検

討し、実施していく必要があります。

本村においても、村内事業者の人材確保・育成・定着を図るため、介護従事者の資格取得や専門知識・技術等のレベルアップを図る研修の実施、さらにはマンパワーの削減に資する事業者の業務効率化に向けた取組等についての支援を継続的に検討します。

### **(3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質・専門性の向上**

介護支援専門員の資質の向上を図るため、相談対応や困難事例については情報尾を共有し対応する等支援します。また、村及び地域包括支援センター主催による研修を定期的に行います。

### **(4) 施設サービスの質的向上**

高齢者が心豊かな暮らしができる生活環境の整備を図るとともに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、サービスの質の向上を図ります。

### **(5) 自己評価システムの促進と第三者評価の推進**

各サービス事業者に対し、サービスの質的向上に向けた自己評価システムの導入を促進するとともに、定期的に第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行います。

### **(6) 相談・苦情対応体制の充実**

介護保険サービスを利用する方が快適で適正に利用できるよう、各サービス事業所のほか、村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などで苦情相談に対応します。

### **(7) 事業者の介護保険サービス情報の公表**

介護保険サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられており、利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう情報の提供に努めます。

## **3 介護給付適正化に向けた取り組み**

### **(1) 要介護認定の適正化**

要介護認定は、全国一律の基準に基づき適切かつ公平に運用される必要があることから、要介護・要支援認定における居宅訪問調査に関する内容点検・確認

等を実施します。

新規申請者については原則全員に対して村職員が認定調査に同行し、利用者の状況や希望するサービスを把握し、区分変更についても本人・家族・介護支援専門員からの相談に対して、その必要性を確認した上で受理しています。

■要介護認定の適正化の状況と目標

	実績	計画
	令和元年度	令和5年度
訪問調査実施件数（件）	80	100

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、村職員などの第三者が、資料確認や訪問調査などを通して点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

新規サービス利用者のほぼ全数に対して、利用するサービスについて介護支援専門員への助言・指導を行っています。今後も、適切なケアプランの作成を確保し、ケアマネジメントの適正化を進めます。

■ケアプランの点検状況と目標

	実績	計画
	令和元年度	令和5年度
訪問調査実施件数（件）	120	150

(3) 住宅改修等の点検・調査

住宅改修を行おうとする利用者宅の実態調査や利用者の状態及び施工状況の確認等を行います。また、特定福祉用具販売費に関する利用者における必要性や利用者の状況等の確認等を行います。

今後も、必要に応じて、介護支援専門員や施工業者に対する確認や訪問による現地調査の実施なども検討します。

■住宅改修等の点検・調査状況と目標

	実績	計画
	令和元年度	令和5年度
訪問調査実施件数（件）	4	5

#### (4) 医療情報との突合・縦覧点検

介護給付適正化システムの医療情報との突合帳票による請求内容の確認及び縦覧点検帳票による請求内容の確認を行います。

医療情報との突合・縦覧点検については、給付適正化の費用対効果が最も期待できる取組であることから、より重点的な推進を図ります。

##### ■医療情報との突合・縦覧点検状況と目標

	実績	計画
	令和元年度	令和5年度
突合件数（件）	148	170

## 4 災害や感染症対策に係る体制整備

### (1) 災害に対する備え

定期的な指導等を通して、介護事業所等で策定している非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）等を点検するとともに、介護事業所等と連携し避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路を共有します。

### (2) 感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、感染症発生時の介護の対応訓練を行うとともに、定期的な指導等を通して、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたり、感染症発生時においてもサービスを継続するための対策を図ります。

## 5 低所得者に対する措置

### (1) 高額介護サービス費

すべてのサービス利用者について、1割負担が所得区分ごとの負担限度額を超えたときに支給し、利用者負担の軽減を図っています。

### (2) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

施設サービス（短期入所サービス）の食費・居住費（滞在費）について低所得利用者に対する、利用者負担の軽減を図っています。

### **(3) 社会福祉法人による利用者負担減免**

低所得で生計の困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が減免により、利用者負担の軽減を図っています。

## 第9章 計画実現に向けた方策

### 第1節 委員会の設置等

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3年を一期として計画の見直しが行われます。

これらの計画の実施状況について、どのように進捗しているかのチェックを行い、次期計画作成のための意見を聴くため、事業計画策定に係る委員会を設置します。

### 第2節 介護保険サービスの情報提供

要介護（支援）認定者が介護支援専門員と相談しながら、サービス提供事業者を選択することが多いと考えられますが、村と事業者の各種情報を的確につかみ、利用者の問い合わせ等に適切に対応します。

### 第3節 介護保険サービス事業者及び介護支援専門員の確保

既存の介護保険サービス事業者の育成を図る一方、必要なサービス部門については、積極的に民間及び法人等の事業参入を促していきます。

また、介護支援専門員の確保については、広く住民及び関係事業者等に対し資格取得について働きかけをしていきます。

### 第4節 ボランティアの確保と組織化

社会福祉協議会、地区高齢者クラブ等の自主的な地域活動は、地域の介護を支え、地域福祉の土壌を育む大きな力となることから、介護保険サービスで対応できない部分をカバーしたり、サービス受給者を日常生活面で支えるなどボランティアの果たす役割は大きいものがあります。

今後においても、各種団体の活動支援を積極的に行うとともに地域ボランティア団体の育成強化に努めます。

## 第5節 他組織等との連携

先に示した両計画を支える体制図の中で、各組織間の連携がスムーズに運営されることがより重要となります。地域を支える各組織・団体あるいは個人等との連携をより深め、地域福祉の増進に努めます。

住民福祉課、地域包括支援センター等は、高齢者福祉の相談窓口の拠点でもあることからより一層の体制の強化を図り、介護保険施設等、他組織との円滑な連携を図ります。

## 第6節 制度の啓発等広報活動

介護保険制度や保健、福祉サービスについては、制度発足時点から各地区において健康教室や介護予防教室の場を活用し、啓発活動を行ってきました。

これらのサービスを使う・使わないは別にして、知っているだけでも生活の幅が広がり、知らない方への情報提供もできます。介護保険や老人保健福祉サービスを上手に利用し、介護者の負担の軽減や健康づくりのために一層の広報・啓発活動に努めます。

## 第7節 実施事業の評価

介護保険事業については、毎年度の事業者の参入状況、サービス供給量などについて把握し、計画の進捗状況を点検するとともに、計画達成に向けた方策を講じていきます。

また、高齢者福祉施策や介護保険事業の事業評価等を行い、青木村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会に意見を求めるなどして事業の実施に活かします。

奥付

**青木村 第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画**

発行 令和3年3月  
発行者 長野県青木村役場住民福祉課  
住所 〒386-1601  
長野県小県郡青木村大字田沢111  
TEL 0268-49-0111 FAX 0268-49-3670